

建築改修工事特記仕様書

(令和 7 年改訂版)

令和 7 年 4 月 1 日以降適用

I 工事概要

- 1 工 事 名
- 2 工事場所
- 3 用途地域等

都市計画区域	(・ 内 ・ 外)
用途地域	()
防火地域等	(・ 防火 ・ 準防火 ・ 法第 2 2 条指定区域 ・ 指定無し)
その他の地域・区域	()
- 4 主要用途
- 5 敷地面積 m^2
- 6 その他の条件

垂直積雪量 (m)	風速 (V o)	・ 3 0 ・ 3 2 ・ 3 4
地表面粗度区分	・ I ・ II ・ III ・ IV	
- 7 改修内容 (対象棟、工事種別、改修部位等)
 - ・
 - ・
 - ・
 - ・
 - ・
 - ・
 - ・

II 建築改修工事仕様

- 1 共通仕様

図面及び特記仕様に記載されていない事項は、すべて国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）令和 4 年版（以下、「標準仕様書」という。）」、「公共建築工事標準仕様書（建築工事編）令和 4 年版（以下、「改修標準仕様書」という。）」、「建築物解体工事共通仕様書令和 4 年版（以下、「解体共通仕様書」という。）」及び「建築工事標準詳細図（令和 4 年版）（以下「標準詳細図」という。）」による。
- 2 特記仕様書の適用等
 - (1) 項目は、番号に○印の付いたものを適用する。
 - (2) 特記事項は、○印の付いたものを適用する。○印の付かない場合は、※印の付いたものを適用する。
○印と※印が付いた場合は、共に適用する。
 - (3) 特記事項に記載の () 内表示番号は改修標準仕様書、< > 内表示番号は標準仕様書の当該項目、当該図面又は当該表を示す。
- 3 特記仕様書の範囲

特記仕様書は、本特記仕様書の他、以下の○印のものを適用する

 - ・ 建築工事特記仕様書
 - ・ 電気設備改修工事特記仕様書
 - ・ 機械設備改修工事特記仕様書

1 一般共通事項	1 適用基準等	建築工事監督実施要領（秋田県建設交通部監修）（平成 16 年版） 公共建築工事標準仕様書に基づく建築工事の施工管理（施工計画書作成要領）（一般社団法人公共建築協会）（令和 5 年版） 営繕工事写真撮影要領（令和 5 年版）（国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課）
	2 工事実績情報システム（CORINS）への登録	登録する (1. 1. 4)
	3 工事の余裕期間	・ 発注者指定方式 ・ 任意着手方式 適用する場合は別に定める「余裕期間に係る特記事項」によること。
	4 技術者の専任	※契約締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの間）については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、現場施工に着手する日については、契約締結後、監督職員と打合せにおいて定める。 ・ 契約締結後、年 月 日までの期間については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。 ※工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く）、事務手続、後片付け等のみが残っている期間については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、検査が終了した日は、完成検査確認通知書の日付けとする。

5 工事写真	工事中、完成時ともカラー写真とする。			
	分類	規格	撮影箇所	提出部数
	着 工 前	サービス版	工事写真の撮り方建築編	部
	工 事 中	サービス版	工事写真の撮り方建築編	部
	完 成 時	・ サービス版 ・ キャビネ版	工事写真の撮り方建築編 同上	部 部
	営 繕 年 報 用	キャビネ版	外部 1 枚、内部 1 枚	部
この表のほか監督職員が必要と認め、指示した箇所及び部数。また、上記の写真はデジタル写真も可とし、その仕様等は監督職員の指示による。				
6 概成工期	工事期限より 日前			(1. 2. 1)
7 女性技術者活躍モデル工事の対象	・ 発注者指定型 (1) モデル工事の実施については、「秋田県女性技術者活躍モデル工事実施要綱」に基づいて実施するものとする。 (2) 快適トイレ(女性専用)の設置に要する費用は、共通仮設費に計上しているが、「快適トイレ実施要領」に基づき、設計変更の対象とする。 (3) 女性が現場で働くための環境改善に資する施設等に要した費用については、それを証明できる書類の写し(実際の取引伝票等)を監督職員に提出するものとし、その費用については設計変更の対象とする。 ※受注者希望型 (1) 本工事は、秋田県女性技術者活躍モデル工事(受注者希望型)であるため、女性技術者登用を希望する場合、発注者と協議を行い、実施について発注者が認めて指示した場合は、本工事をモデル工事として扱うものとする。 (2) モデル工事の実施については、「秋田県女性技術者活躍モデル工事実施要綱」に基づいて実施するものとする。 (3) 快適トイレの設置に要する費用は、「快適トイレ実施要領」に基づき設計変更の対象とする。 (4) 女性が現場で働くための環境改善に資する施設等に要した費用については、それを証明できる書類の写し(実際の取引伝票等)を監督職員に提出するものとし、その費用については設計変更の対象とする。			
8 電気保安技術者	配置する			(1. 3. 3)
9 週休 2 日制工事の対象	※発注者指定型 (1) 本工事は、「秋田県週休 2 日制工事実施要綱」及び「秋田県週休 2 日制工事に関する営繕課運用」に基づいて実施する。 なお、月別 4 週 8 休以上の現場閉所を行う前提で労務費を補正して積算している。 (2) 現場閉所の達成状況が月別 4 週 8 休に満たない場合、その達成状況に応じて請負代金額を変更する。 ・ 受注者希望型 (1) 本工事は、「秋田県週休 2 日制工事実施要綱」及び「秋田県週休 2 日制工事に関する営繕課運用」に基づいて実施する。 なお、4 週 8 休以上の現場閉所を行うことを前提とした労務費の補正は行っていない。 (2) 受注者は、契約後速やかに、週休 2 日への取組みについて監督員と協議すること。 (3) 現場閉所の達成状況に応じて請負代金額を変更する。			
10 施工条件	関連工事による施工時期の調整	・ 有 (内容 :)	・ 無	(1. 3. 5)
	施工時期・時間の制限	※指定しない	・	
	部位別施工順序	※指定しない	・ 図示による	
	工事用車両の駐車場所	・ 有 (図示)	・ 無	
	資機材置場所	・ 有 (図示)	・ 無	
	関係機関等との協議の未成立事項	・ 有 (内容 :)	・ 無	
	関係機関等との協議結果	・ 有 (内容 :)	・ 無	
11 施工中の環境保全等	「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規定(平成 9 年建設省告示第 1 5 3 6 号)」に基づき、指定された建設機械を使用する。(1. 3. 11) 「建設機械に関する技術指針(平成 3 年建設省通知第 2 4 7 号)」に基づき、指定された排出ガス対策型建設機械を使用する。(1. 3. 11)			

12 発生材の処理等

特定建設資材廃棄物の再資源化が必要な発生材 (1. 3. 12)

種類	再資源化等をする施設名・住所・搬出距離 (km)
コンクリート塊	
アスファルト塊	
建設発生木材	

特定建設資材廃棄物以外の発生材の処理 (1. 3. 12)

種類	処分施設の名称・住所・搬出距離 (km)

引き渡しを要するもの (1. 3. 12)

現場再利用発生材 ・有 () ・無

特別管理産業廃棄物 ・有 () ・無 (1. 3. 12)

石綿 含有建材 ・有 () ・無

受入施設名 秋田県環境保全センター (大仙市協和上淀川) 、 km

飛散性石綿の使用状況

室 名	使用部位	詳細 (厚さ等)	その他

非飛散性石綿成形板の使用状況

室 名	使用部位	詳細 (厚さ等)	その他

P C B 含有製品の処理

・ P C B (ポリ塩化ビフェニル) 含有機器 ・有 () ・無

有の場合、電気照明器具等の P C B を含有する機器は、当該部分を取り外し、漏洩の恐れのない安全な容器に納め、所定の表示を行い、監督職員の指示に基づき施設管理者に引き渡すこと。

・ P C B 含有シーリング材 ・有 () ・無 ・不明 (含有分析検査を行う)

C C A 処理木材及び石膏ボード製品の処分について ・該当 ・非該当

次に該当する場合は、指定する場所に処分すること。

種 類	処分をする施設名 (住所)、搬出距離 (km)
・ C C A 処理木材	
・ ひ素混入石膏ボード (小名浜吉野石膏(株)いわき工場 昭和 4 8 年 3 月～平成 9 年 4 月に製造)	※管理型最終処分場で埋立処分すること 秋田県環境保全センター (大仙市協和上淀川)、 km
・ カドミウム含有石膏ボード (日東石膏ボード(株)八戸工場 平成 4 年 1 0 月～平成 9 年 4 月に製造)	※管理型最終処分場で埋立処分こと 秋田県環境保全センター (大仙市協和上淀川)、 km
・	

参考：廃石膏ボード現場分別解体マニュアル (案) (平成 2 4 年 3 月国土交通省)

建設副産物情報交換システム (COBRIS) の利用

※適用する ・適用しない

搬入する建設資材 (1. 3. 12) 本工事では、コンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設資材、木材、アスファルト混合物等で次表の建設資材を工事現場に搬入する場合には、「再生資源利用計画書」を建設副産物情報交換システム（COBRIS）により作成し、施工計画書に含めて監督職員に提出する。また、その内容を説明のうえ、工事現場の見えやすい場所に掲示する。 加えて、建設発生土を「再生資源利用計画」に記載した搬入元から搬入したときは、所定の様式（秋田県技術管理課HP「建設発生土の適正利用について：土砂受領書」）により速やかに搬入元に受領書を交付するものとする。
次の各号の一に該当する建設資材を搬入する工事 1 体積が 500 m³以上である土砂 2 重量が 500t 以上である砕石 3 重量が 200t 以上である加熱アスファルト混合物 4 重量が 50t 以上であるコンクリート 5 重量が 50t 以上であるコンクリート及び鉄から成る建設資材 6 重量が 10t 以上である木材 7 重量が 0. 1t 以上である塩化ビニール管・継手 8 重量が 0. 1t 以上である石膏ボード
搬出する建設発生材 (1. 3. 12) 本工事では、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥または建設混合廃棄物等で次表の建設発生材を工事現場から搬出する場合には、「再生資源利用促進計画書」を建設副産物情報交換システム（COBRIS）により作成し、施工計画書に含めて監督職員に提出する。また、その内容を説明のうえ、工事現場の見えやすい場所へ掲示する。 加えて、建設発生土を搬出する工事において「再生資源利用促進計画」を作成する場合は、以下の各項目に関しても実施するものとする。 (1) 500m³ 以上の建設発生土を搬出する工事においては、「土壌汚染対策法の手続き状況」及び「建設発生土の搬出先における盛土規制法などの各種法令に関する許可状況等」を事前に確認し、その結果を「再生資源利用促進計画」の添付資料とし監督職員に提出し、その内容を説明のうえ、工事現場の見えやすい場所へ掲示しなければならない。確認結果表作成に当たっての解説及び様式については、秋田県技術管理課HP「建設発生土の適正利用について」によるものとする。 (2) 500m³ 以上の建設発生土を搬出する工事においては、建設発生土を運搬する者に対し、搬出先の名称・所在地及び搬出量並びに（1）に関する内容を所定の様式（秋田県技術管理課HP「建設発生土の適正利用について：土砂搬出に関する通知書」）により通知しなければならない。なお、内容に変更があった場合も同様とする。 (3) 建設発生土を計画に記載した搬出先へ搬出したときは、所定の様式（秋田県技術管理課HP「建設発生土の適正利用について：土砂受領書」）により速やかに搬出先に受領書の交付を求め、搬出先が計画と一致することを確認するとともに、受領書の写しを工事完成後 5 年間保存するものとする。
次の各号の一に該当する建設発生材を搬出する工事 1 体積が 500 m³以上である建設発生土 2 コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊または建設発生木材であって、これらの重量の合計が 200t 以上であるもの 3 重量が 0. 3t 以上である建設汚泥 4 重量が 0. 3t 以上である建設混合廃棄物 5 重量が 0. 1t 以上である金属くず 6 重量が 0. 1t 以上である廃塩化ビニール管・継手 7 重量が 0. 1t 以上である廃プラスチック 8 重量が 0. 1t 以上である紙くず 9 重量が 0. 1t 以上である廃石膏ボード 10 重量が 0. 1t 以上である石綿 「再生資源利用計画書」及び「再生資源利用促進計画書」を作成した工事 (1. 3. 12) 再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画を作成した場合には、工事完了後速やかに実施状況を記録した「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」を監督職員へ提出する。また、計画及び実施状況の記録を工事完成後 5 年間保存するものとする。

	産業廃棄物税
--	---------------

	本工事で発生する建設廃棄物のうち、県内の最終処分場に搬入する建設廃棄物については、秋田県産業廃棄物税が課税されるので適正に処理するものとする。
--	--

1 一般 共通 事項	13 交通安全管理	関係機関との協議 (1. 3. 9) ・必要（関係機関： ） ・必要なし 交通誘導員 ・配置する（ ・警備業法第18条に規定する特定の種別の警備業務 ・任意 ） （ 人・日） ・配置しない 特定の種別の警備業務は、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号）及び秋田県公安委員会告示第94号（令和2年9月29日）による。
	14 事故報告	工事施工中に事故・災害が発生した場合は、直ちに監督職員に通報するとともに、事故の全容が判明次第、指示する事故報告書により速やかに監督職員に提出すること。 (1. 3. 10)
	15 既存部分等への 処置	既存部分の養生 ・必要（養生部分 ） ・必要なし (1. 3. 13)
	16 建築材料等	本工事に使用する材料は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有するものとし、以下のいずれかに該当するものとする。 1 J I S及びJ A Sマーク表示のある材料 2 エコマーク認定製品（（公財）日本環境協会） 3 秋田県認定リサイクル製品 4 建築材料・設備機材等品質性能評価事業建築材料等評価名簿（最新年版）（（一社）公共建築協会）（以下「評価名簿」という。）に記載の製品 5 以下の①～⑥の事項を満たす材料製造業者等が製造した材料 ① 品質及び性能に関する試験データが整備していること。 ② 生産施設及び品質の管理が適切に行っていること。 ③ 安定的な供給が可能であること。 ④ 法令等で定める許可、認可、認定又は免許を取得していること。 ⑤ 製造又は施工の実績があり、その信頼性があること。 ⑥ 販売、保守等の営業体制が整えられていること。 なお、5の材料を使用する場合は、設計図書に定める品質及び性能を有することの証明となる資料又は、外部機関が発行する証明書の写し等を監督職員に提出して承諾を受けるものとする。 また、商品名等が記載された材料は、当該商品又は同等品を使用するものとし、同等品を使用する場合は監督職員の承諾を受けること。
	17 化学物質を放散 する建築材料等	建築物内部に使用する材料等は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有すると共に、次の(1)から(4)までを満たすものとする。 (1. 4. 1) (1) 合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材、単板積層材、MDF、パーティクルボード、その他木質建材、ユリア樹脂板、壁紙、接着剤、保温材、緩衝材、断熱材、塗料、仕上塗材は、アセトアルデヒド及びスチレンを放散しない又は放散が極めて少ない材料で設計図書に規定する「ホルムアルデヒドの放散量」の区分に応じた材料を使用する (2) 接着材及び塗料はトルエン、キシレン及びエチルベンゼンの含有量が少ない材料を使用する (3) 接着剤は、可塑剤（フタル酸ジ-n-ブチル及びフタル酸ジ-2-エチルヘキシル等を含有しない難発性の可塑剤を除く）が添加されていない材料を使用する (4) (1)の材料を使用して作られた家具、書架、実験台、その他の什器類は、ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド及びスチレンを放散しないか、放散が極めて少ない材料を使用したものとする 設計図書に規定する「ホルムアルデヒドの放散量」の区分において、「規制対象外」とは次の①又は②に該当する材料を指し、同区分「第三種」とは次の③又④に該当する材料を指す ① 建築基準法施行令第20条の7第1項に定める第一種、第二種及び第三種ホルムアルデヒド放散建築材料以外の材料 ② 建築基準法施行令第20条の7第4項の規定により国土交通大臣の認定を受けた材料 ③ 建築基準法施行令第20条の7第1項に定める第三種ホルムアルデヒド放散建築材料 ④ 建築基準法施行令第20条の7第3項の規定により国土交通大臣の認定を受けた材料
	18 特別な材料の工法	改修標準仕様書に記載されていない特別な材料の工法は、材料製造所の指定する工法によるものとする

19 施工数量調査	施工数量調査 (1. 6. 2) <table><tr><td>調査項目</td><td>調査範囲</td><td>調査方法</td><td>成果品</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table> 既存部分の破壊を行った場合の補修方法は、図示による。 (1. 6. 3)	調査項目	調査範囲	調査方法	成果品								
調査項目	調査範囲	調査方法	成果品										
20 技能士	適用する (1. 7. 2) 適用職種（一級、単一等級の職種作業） とび（・とび作業） 鉄筋施工（・鉄筋組立作業） コンクリート圧送施工（・コンクリート圧送工事作業） 型枠施工（・型枠工事作業） 鉄骨（・構造物鉄工作業） ブロック建築（・コンクリートブロック工事作業） ALCパネル施工（・ALCパネル工事作業） 防水施工（・アスファルト防水工事作業・ウレタンゴム系塗膜防水工事作業・アクリルゴム系塗膜防水工事作業・合成ゴム系シート防水工事作業・塩化ビニル系シート防水工事作業・セメント系防水工事作業・シーリング防水工事作業・改質アスファルトシートトーチ工法防水工事作業・FRP防水工事作業・改質アスファルトシート常温粘着工法防水工事作業） 石材施工（・石張り作業） タイル張り（・タイル張り作業） 建築大工（・大工工事作業） 建築板金（内外装板金作業） 左官（・左官作業） 内装仕上げ施工（・鋼製下地工事作業） サッシ施工（・ビル用サッシ施工作業） 自動ドア施工（・自動ドア施工） ガラス施工（・ガラス工事作業） カーテンウォール施工（・金属製カーテンウォール工事作業） 塗装（・建築塗装作業） 内装仕上げ施工（・プラスチック系床仕上げ工事作業・カーペット系床仕上げ工事作業・木質系床仕上げ工事作業・ボード仕上げ工事作業） 表装（・壁装作業） 熱絶縁施工（・吹付け硬質ウレタンフォーム断熱工事作業） 内装仕上げ施工（・カーテン工事作業） 路面標示施工（・溶融ペイントハンドマーカール工事作業・加熱ペイントマシンマーカール工事作業） 造園（・造園工事作業）												
21 見本施工	仕上がり程度の判断ができる見本施工の実施 (1. 7. 5) 実施する部位：												
22 化学物質の濃度測定	次の室の揮発性有機化合物等の室内濃度を測定し、厚生労働省が定める指針値以下であることを確認し、監督職員に報告すること。 (1. 7. 9) 測定対象化合物質：ホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼン、スチレン 測定対象室：測定対象室は、原則として全ての居室及び常時換気をしない書庫、倉庫等（改修工事においては、内装改修等を行った室に限る）とする。使用した材料、室の形状、換気設備等の使用が類似しており同様の測定結果となることが予想される複数の室については、そのうち1室以上を測定してよい。 測定個所数：測定個所数は、次による。また、全ての測定個所においてホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼン及びスチレンの濃度を同時に測定する。 <table><tr><td>室の床面積A（㎡）</td><td>A ≤ 50</td><td>50 < A ≤ 200</td><td>200 < A ≤ 500</td><td>500 < A</td></tr><tr><td>測定個所数</td><td>1</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td></tr></table> 測定方法：測定は、パッシブ型採取機器を用いる。採取機器、及び採取要領については監督職員の指示による。	室の床面積A（㎡）	A ≤ 50	50 < A ≤ 200	200 < A ≤ 500	500 < A	測定個所数	1	2	3	4		
室の床面積A（㎡）	A ≤ 50	50 < A ≤ 200	200 < A ≤ 500	500 < A									
測定個所数	1	2	3	4									
23 技術検査	(1. 8. 2) <table><tr><td>回数</td><td>中間検査の時期</td></tr><tr><td>第1回</td><td></td></tr><tr><td>第2回</td><td></td></tr></table>	回数	中間検査の時期	第1回		第2回							
回数	中間検査の時期												
第1回													
第2回													
24 完成図書等	完成検査後に、次の完成図等を速やかに監督職員へ提出する。 (1. 9. 1) 部数仕様 製本1部 A4版（黒表紙、金文字） 綴じこむもの（1）完成図書（意匠図及び構造図） （2）完成図及び施工図（原寸）二つ折りに製本したもの （3）構造計算書 （4）保全に関する資料 （5）電子納品対象工事にあつては、電子媒体 （6）その他監督職員の指示するもの 添付するもの A3版縮小図（配置図、平面図、立面図、仕上表、一般断面図）とする。												

1
一般共通事項

25 電子納品等

電子媒体（監督職員提出用）提出部数：（ ）部
電子媒体に格納するもの 完成図（C A D P D F） 監督職員が指示した図面等
完成写真（外観図 5 枚程度 内観図 5 枚程度）
工事概要ファイル
各種工事関係資料

受注者は、次により電子納品を行うものとする。ただし、監督職員の承諾があった場合はこの限りでない。
(1) 完成図等は、「官庁営繕事業に係る電子納品運用ガイドライン（営繕工事編）、営繕工事電子納品要領 【令和 4 年改定】」及び「官庁営繕事業に係る電子納品運用ガイドライン等の秋田県運用」（以下、「要領等」という。）に基づいて作成すること。
「要領等」で特に記載のない項目については、原則として電子データを提出する義務はないが、解釈に疑義がある場合は監督職員と協議の上、電子化の是非を決定するものとする。
(2) 電子データは、「要領等」に示されたファイルフォーマットに基づいて作成すること
(3) 設計監理業務として行う営繕年報作成のため、工事諸元情報の提供に協力すること

26 設備工事との取合い

施工範囲 建築工事特記仕様書の区分表又は工事区分表（図示）による。
施工図 設備機器の位置、取合い等の検討できる施工図を提出し、監督職員の承諾を受ける。

27 契約不適合点検

契約事項による契約不適合責任期間満了前に契約不適合点検を行うので受注者は立ち会うこと。

28 環境への配慮

受注者は監督職員と協議を行い、県の定める環境方針を具体的に公共事業に反映させるよう努めなければならない。

29 快適トイレ導入対象

(1) 設置に要する費用は、当初は計上していない。
(2) 受注者は、快適トイレの設置にあたっては、「快適トイレ実施要領」に基づき、監督職員と協議の上、規格、基数等の詳細について決定することとし、精算変更時において、支出実態のわかる資料により、設計変更の対象とする。
なお、設計変更数量の上限は、男女別で各 1 基ずつ 2 基/工事までとする。
また、運搬費は共通仮設費（率）に含むものとし、2 基より多く設置する場合や、積算上限額を超える費用については、別途計上は行わない。

30 法定外の労災保険

本工事において、受注者は法定外の労災保険に付さなければならない。

31 地下埋設物の損傷事故防止について

・ 本工事は、「地下埋設物・架空線等上空施設の損傷事故防止マニュアル（営繕工事）（令和 7 年 2 月）秋田県建設部営繕課」により、公衆災害等の事故防止対策を実施するものとする。

・ 本工事と近接する地下埋設物は以下のとおりである。

地下埋設物の種類	管理者	条件等	貸与する資料

32 架空線等上空施設の損傷事故防止について

・ 架空線等上空施設が工事現場内等にある場合は、「地下埋設物・架空線等上空施設の損傷事故防止マニュアル（営繕工事）（令和 7 年 2 月）秋田県建設部営繕課」により、公衆災害等の事故防止対策を実施するものとする。

・ 本工事範囲内にある架空線等上空施設は以下のとおりである。

施設の種類	所有者	条件等	貸与する資料

33 情報共有システムの活用

※ 本工事は、「秋田県営繕工事情報共有システム試行要領」に基づき実施する。

・ 発注者指定型
(1) 本工事は、情報共有システム活用の対象として発注者が指定する工事である。
(2) 情報共有システムの活用に必要な費用は共通仮設費に計上している。

※ 受注者希望型
(1) 本工事は、情報共有システムの活用を前提とした積算は行っていない。

		(2) 情報共有システムの活用を希望する場合は、契約後速やかに、活用の可否について監督員と協議すること。 (3) 情報共有システムを活用する場合は、その費用について設計変更の対象とする。
2 仮設工事	1 仮囲い	設ける（位置、延長等は図示による） ・ 万能鋼板（H＝ ） ・ 波板鉄板（H＝ ） ・ 単管シート（H＝ ） ・ シートゲート（H＝ 、W＝ ） × 力所
	2 騒音・粉じん等の対策	防音パネル、防音シート (2. 1. 3) ・ 設ける（位置、延長等は図示による） 防音パネル等を取り付ける足場等の設置範囲 ・ 図示による
	3 足場等	内部足場 脚立、足場板等 (2. 2. 1) 外部足場 ※枠組足場（※ 手すり先行工法 ・ その他） ・ くさび緊結式足場（※ 手すり先行工法 ・ その他） 設置範囲（・ 図示による ） 足場を設ける場合は、「手すり先行工法に関するガイドライン（厚生労働省平成 21 年 4 月 24 日）」により、設置については「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」における 2 の (2) 手すり据置き方式又は (3) 手すり先行専用足場によるものとする 防護シート ※設ける（設置範囲 ・ 図示による ） ・ 設けない 材料、撤去材等の運搬方法 ・ A 種 ・ B 種 ・ C 種 ・ D 種 ・ E 種 C 種：利用可能なエレベーター ・ 図示による D 種：利用可能な階段 ・ 図示による
	4 既存部分の養生	既存部分の養生 ※ビニールシート等 (2. 3. 1) 既存家具等の養生 ※ビニールシート等 備品、机・ロッカー等の移動 ・ 行う（図示による） ※行わない 既存ブラインド、カーテン等養生及び保管場所 ・ 養生を行う（養生の方法： 保管場所： ） ・ 養生を行わない 既存部分に汚染又は損傷を与える恐れのある場合は養生を行う。また、万一損傷等を与えた場合は、受注者の責任において速やかに修復等の処置を行うものとする。
	5 仮設間仕切り	仮設間仕切り (2. 3. 2) ・ 設ける ・ A 種 ・ B 種 ※C 種 （詳細は図示による） 仮設扉 ・ 設ける ※合板張り木製扉 ・ （詳細は図示による）
	6 監督職員事務所等	規模： ・ 10 m²程度 ・ 20 m²程度 ・ 35 m²程度 ・ 65 m²程度 ・ 100 m²程度 (2. 4. 1) ・ 受注者事務所の中に監督職員用スペース（ ） m²程度確保する。 備品： 机、いす、書棚、黒板、ゴム長靴、雨合羽、保安帽、安全帯、冷暖房機器 その他監督職員の指示するもの。縮小製本図を備える場合は（ ）部

2
仮設工事

7 工事用水及び電力

工事用水 構内既存の施設 ・利用できる (※有償 ・無償) ・利用できない
工事用電力 構内既存の施設 ・利用できる (※有償 ・無償) ・利用できない

8 工事表示板の設置

監督職員が指定する箇所に一箇所設置する。(2. 4. 1)
表示時期は、工事着工時から完成時までとする。
表示板の形式

建築工事の表示	
工 事 名 称	
構 造 ・ 規 模	
工 事 期 間	令 和 年 月 日 ~ 令 和 年 月 日
建 築 主	
設 計 者	
工 事 監 理 者	(外注委託の場合、記入)
工 事 監 督 者	秋田県建設部営繕課又は秋田県〇〇地域振興局建設部
工 事 施 工 者	

注 1 表示板は、風圧に耐えるよう配慮すること。
2 地色は、マンセル記号 1GY7. 5/8とし黒文字（角ゴシック）で表現する。
3 建築主は、契約担当者名とすること。
4 表示板の大きさ
※1号（横 180 cm×縦 90 cm） ・ 2号（横 240 cm×縦 120 cm）
・ 3号（横 360 cm×縦 180 cm） ・ その他（ ）
※建設リサイクル法遵守指導としての「届出（通知）済シール」を建設業許可標識等に貼り付けること。

9 工事概要の表示

表示する
建物のイメージがわかるようパース等を活用して表示する。
（サイズ 1,800 mm×900 mm カラーコピーラミネート加工程度）

10 建設発生土の処理

本工事より発生する建設発生土は、次の場所に搬出するものと想定している。
・ 工事発注後に明らかになった事情で、予定した条件により難しい場合は、別途協議する。
建設発生土量 （ ） m3
発生場所 （ ）
搬出先、距離 （ km）
受入条件 （ ）
・ 構外指示の場所に搬出する。
・ 構内指示の場所にたい積する。
・ 構内指示の場所に敷きならす。

3
防水改修工事

1 降雨等に対する養生方法

改修標準仕様書 3.1.3(5) (7)～(ウ)による ・ (3. 1. 3)

2 既存防水層の処理

既存保護層の撤去 ・ 行う（範囲・図示による ・ ） (3. 2. 3)
既存防水層の撤去 ・ 行う（範囲・図示による ・ ） (3. 2. 4)
改修用ドレン ・ 設ける（ POAS, POASI, POD, PODI, POS, POSI, POX 工法の場合
主防水材製造所の仕様による (3. 2. 5)
既存下地の補修及び処置 (3. 2. 6)
補修箇所の形状、長さ、数量等 ※図示による ・
既存露出防水層表面の仕上げ塗装の除去
・ 行う（ ・ M4AS ・ M4ASI ・ M4C ・ M4DI ・ L4X ）
既存保護層の補修及び処置（POS 工法及び POSI 工法（機械的固定工法））
・ 既存保護層を撤去し防水層を非撤去とした立ち上り部等の補修及び処置
※改修標準仕様書 3.2.6(4) (7) (g) ①～③による ・
架台回り等の処置 ・ 図示による

3
防水改修工事

3 アスファルト防水

屋根保護防水

防水層の種類別

改修工法	新設種別	施工箇所	断熱材	絶縁用シート
・ P2A	・ A-1 ・ A-2 ・ A-3			※ポ リエチレンフィルム厚さ 0. 15mm 以上
・ P1B	・ B-1 ・ B-2 ・ B-3			・
・ P2AI	・ AI-1 ・ AI-2 ・ AI-3		(材質) ※JIS A 9521 による押出 法ポ リスチレンフォーム断熱材 3 種 bA (スキン層付き) ・ (厚さ) ・ 25mm ・ 50mm	・ ※フラットヤーンクロス 70g/㎡ 程度
・ P1BI	・ BI-1 ・ BI-2			

改質アスファルトルーフィングシートの種類及び厚さ

※改修標準仕様書表 3. 3. 3 から表 3. 3. 9 による

部分粘着層付き改質アスファルトルーフィングシートの種類及び厚さ

※改修標準仕様書表 3. 3. 3 から表 3. 3. 9 による

平場の保護コンクリート厚さ

・ こて仕上げ ※水下 80mm 以上

・ 床タイル張り等の仕上げ ※水下 60mm 以上

押え金物の材質及び形状寸法

※アルミニウム製 L-30×15×2. 0 (mm)

立上り部の保護

・ 乾式保護材 ()

・ れんが (・ 普通れんが ・ 化粧れんが)

・ コンクリート (・ 工法)

・ モルタル押え (屋内)

コンクリートの仕上がりの平坦さ

種別 (・ 種 : 改修標準仕様書表 8. 1. 5 による)

屋上排水溝

・ 適用する (施工範囲 ・ 図示による)

(3. 1. 4) (3. 3. 2～5)

(3. 3. 5)

(3. 3. 2)

(3. 3. 2) (3. 3. 5)

(3. 3. 5)

(3. 3. 5)

屋根露出防水

防水層の種類別

改修 工法	新設 種別	施工 箇所	断熱材	仕上塗料		備考
				種類	使用量	
・ M4C	・ C-1 ・ C-2 ・ C-3 ・ C-4			・ 製造所の仕様 による	・ 製造所の仕様 による	
・ M3D ・ POD	・ D-1 ・ D-2 ・ D-3 ・ D-4			・ 製造所の仕様 による	・ 製造所の仕様 による	脱気装置 ・ 設ける 改修用ドレン ・ 設ける
・ PODI ・ M3DI ・ M4DI	・ DI-1 ・ DI-2		改修標準仕様書 3.3.2(9) (種類) ・ ・ (厚さ) ・ 25mm ・	・ 製造所の仕様 による	・ 製造所の仕様 による	脱気装置 ・ 設ける 改修用ドレン ・ 設ける

脱気装置の種類及び設置数量

※アスファルトルーフィング類製造所の指定による

・

屋根露出防水絶縁断熱工法の断熱材ル・ドレン回り及び立上り部周辺の断熱材の張りじまい位置

※図示

・

屋内防水

防水層の種類別

改修工法	新設種別	施工箇所	備考
・ P1E ・ P2E	・ E-1 ・ E-2		保護層 ・ 設ける

・ E-1 の工程 3 を行う部位 (・ ※貯水槽、浴槽等常時水に接する部位)

押え金物の材質及び形状寸法 ・ ※アルミニウム製 L-30×15×2.0(mm) 程度

屋上排水溝 ・ 適用する (施工範囲 図示による)

4 改質アスファルト
シート防水

防水層の種類別

(3. 1. 4) (3. 4. 2、3)

改修 工法	新設種別	施工 箇所	断熱材	仕上塗料		備考
				種類	使用量	
・ M4AS	・ AS-T1			・ 製造所の 仕様による	・ ※製造所の 仕様による	・
	・ AS-T2					
	・ AS-J2					
・ M3AS ・ POAS	・ AS-T3					脱気装置 ・ 設ける
	・ AS-T4					改修用ドレン ・ 設ける
	・ AS-J1					
	・ AS-J3 (POAS 工法の み)					
・ M3ASI ・ M4ASI ・ POASI	・ ASI-T1		改修標準仕 様書 3.4.2(3) (9) (種類) ・ (厚さ) ・ 25mm ・ 50mm			脱気装置 ・ 設ける
	・ ASI-J1					改修用ドレン ・ 設ける 防湿層 ・ 設ける

5 合成高分子ルーフィングシート防水

防水層の種別

(3. 1. 4) (3. 5. 2~4)

改修工法	新設種別	施工箇所	断熱材	仕上塗料		備考
				種類	使用量	
・ P0S ・ S4S	・ S-F1			・ 製造所の仕様による	・ ※製造所の仕様による	脱気装置 ・ 設ける 改修用ドレン ・ 設ける
	・ S-F2					
	・ S-M1					
	・ S-M2					
	・ 3					
・ S3S	・ S-F1	・ P C 下地				脱気装置 ・ 設ける
	・ S-F2	・ P C 下地				
・ M4S	・ S-M1					脱気装置 ・ 設ける
	・ S-M2					
	・					
・ POSI ・ S3SI ・ S4SI ・ M4SI	・ SI-F1	・ P C 下地				脱気装置 ・ 設ける 改修用ドレン ・ 設ける
	・ SI-F2	・ P C 下地				
	・ SI-M1					
	・ SI-M2					

S-F1、S-M1、S-F2、S-M2 の仕様 ※非歩行仕様 ・ 軽歩行仕様
SI-M1 及び SI-M2 の場合の防湿用フィルム ・ 設置する

屋内防水

防水層の種別

種別	施工箇所	保護層		
		平場のモルタル塗り		立上り部の保護モルタル塗り厚さ
		塗り厚さ	工法	
・ S-C1	・	・	・ 床塗り工法 ・ 下地モルタル塗り	※7mm 以下 ・

床塗りの場合の床の目地

目地割り ・ ※2 m²程度 最大目地間隔 3m 程度
目地の種類 ・ ※押し目地

ルーフィングシートの種類及び厚さ

※改修標準仕様書表 3. 5. 1 から表 3. 5. 3 による ・

絶縁シートの材質

・ ※発泡ポリエチレンシート

固定金具の材質及び寸法形状

※厚さ 0. 4mm 以上で防錆処理した鋼板、ステンレス鋼板又はそれらの鋼板の片面若しくは両面に樹脂を積層加工したもの
・

	脱気装置の種類及び設置数量 ※ルーフィングシート製造所の指定による 接着工法の目地処理 PC下地の場合 () PCコンクリート部材の入隅部の増張り (種別S-F1、S1-F1の場合) ・行う (・図示による) 機械的固定工法の場合の一般部のルーフィングシートの張り付け 建築基準法に基づき定まる風圧力に対応した工法																																			
6 塗膜防水	防水層の種類 (3. 6. 2、3) <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">改修 工法</th><th rowspan="2">新設 種別</th><th rowspan="2">施工箇所</th><th colspan="2">仕上塗料</th><th rowspan="2">備考</th></tr> <tr> <th>種類</th><th>使用量</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・ P0X</td><td>※X-1 ・ X-2 ・ X-1H ・ X-2H ・</td><td></td><td>・ ・製造所の 仕様による</td><td>・ ※製造所の 仕様による</td><td>脱気装置 ・設ける 改修用ドレン ・設ける</td></tr> <tr> <td>・ L4X</td><td>※X-2 ・ X-1 ・ X-1H ・ X-2H ・</td><td></td><td></td><td></td><td>脱気装置 ・設ける</td></tr> </tbody> </table> ウレタンゴム系塗膜防水 X-1 (絶縁工法) の脱気装置の種類及び設置数量 ※主材料製造所の指定による 防水層の種類 (3. 6. 2、3) <table border="1"> <thead> <tr> <th>改修 工法</th><th>新設 種別</th><th>施工箇所</th><th>工程数及び各工程の使用量</th><th>保護層</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・ P1Y</td><td>※Y-2 ・</td><td></td><td>※製造所の仕様による</td><td>・設ける</td></tr> <tr> <td>・ P2Y</td><td>※Y-2 ・</td><td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>	改修 工法	新設 種別	施工箇所	仕上塗料		備考	種類	使用量	・ P0X	※X-1 ・ X-2 ・ X-1H ・ X-2H ・		・ ・製造所の 仕様による	・ ※製造所の 仕様による	脱気装置 ・設ける 改修用ドレン ・設ける	・ L4X	※X-2 ・ X-1 ・ X-1H ・ X-2H ・				脱気装置 ・設ける	改修 工法	新設 種別	施工箇所	工程数及び各工程の使用量	保護層	・ P1Y	※Y-2 ・		※製造所の仕様による	・設ける	・ P2Y	※Y-2 ・			
改修 工法	新設 種別				施工箇所	仕上塗料		備考																												
		種類	使用量																																	
・ P0X	※X-1 ・ X-2 ・ X-1H ・ X-2H ・		・ ・製造所の 仕様による	・ ※製造所の 仕様による	脱気装置 ・設ける 改修用ドレン ・設ける																															
・ L4X	※X-2 ・ X-1 ・ X-1H ・ X-2H ・				脱気装置 ・設ける																															
改修 工法	新設 種別	施工箇所	工程数及び各工程の使用量	保護層																																
・ P1Y	※Y-2 ・		※製造所の仕様による	・設ける																																
・ P2Y	※Y-2 ・																																			
7 シーリング	シーリング改修工法の種類 (3. 7. 2、3、7、8) ・ シーリング充填工法 ・ シーリング再充填工法 ・ 拡幅シーリング再充填工法 ・ ブリッジ工法 ボンドブレイカー張り ・ 適用する エッジング材張り ・ 適用する シーリング材の種類、施工箇所 下表以外は、改修標準仕様書表 3. 7. 1 による <table border="1"> <thead> <tr> <th>施工箇所</th><th>シーリング材の種類 (記号)</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td></tr> </tbody> </table> シーリング材の目地寸法 ※改修標準仕様書 3. 7. 3(1) (ア)～(ウ) による シーリング材の試験 ※簡易接着性試験 ・ 引張接着性試験	施工箇所	シーリング材の種類 (記号)																																	
施工箇所	シーリング材の種類 (記号)																																			

3 防水改修工事	8 とい	といその他の材種 (3. 8. 2、3) ・配管用鋼管 ・硬質ポリ塩化ビニル管 ・ルーフトレン ・表面処理鋼板 (表面処理鋼板の場合、表面及び裏面の塗膜の種類 ・) ルーフトレンの材種その他 <table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>材種</th> <th>張掛け幅</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ろく屋根用 (・縦型 ・横型)</td> <td>・</td> <td>・ 100mm 以上 ・ 50mm 以上</td> </tr> <tr> <td>バルコニー用</td> <td>・</td> <td>・ 100mm 以上 ・ 50mm 以上</td> </tr> <tr> <td>バルコニー中継用</td> <td>・</td> <td>・ 100mm 以上 ・ 50mm 以上</td> </tr> </tbody> </table> とい受け金物及び足金物 材種及び形状 ・ ※改修標準仕様書表 3. 8. 2 により溶融亜鉛めっきを行ったもの 多雪地域の軒どいの取付間隔 ・ 適用する 防露材のホルムアルデヒドの放散量 ※F☆☆☆☆ ・ 既存のといその他の撤去及び降雨等に対する養生方法 ※図示による ・ 鋼管製といの防露巻き ・ ※改修標準仕様書表 3. 8. 4 による たてどい受金物の取付け ※図示による ・ ルーフトレンの取付け ・ ※改修標準仕様書 3. 8. 3(6) による	種別	材種	張掛け幅	ろく屋根用 (・縦型 ・横型)	・	・ 100mm 以上 ・ 50mm 以上	バルコニー用	・	・ 100mm 以上 ・ 50mm 以上	バルコニー中継用	・	・ 100mm 以上 ・ 50mm 以上
	種別	材種	張掛け幅											
	ろく屋根用 (・縦型 ・横型)	・	・ 100mm 以上 ・ 50mm 以上											
バルコニー用	・	・ 100mm 以上 ・ 50mm 以上												
バルコニー中継用	・	・ 100mm 以上 ・ 50mm 以上												
9 アルミニウム製笠木	種類 ・オープン形式 (・押出 250 形 ・押出 300 形 ・押出 350 形) (3. 9. 2、3) ・板材折曲げ形 (・オープン形式 ・シール形式) 本体幅 () mm 板厚 (※2. 0mm ・ mm) 表面処理 種別 () 種 既存笠木等の撤去 ・行う (範囲 ・図示による ・) 下地補修の工法 ※図示による ・ 板材折曲げ形笠木の取付方法 ※図示による ・ 建築基準法に基づき定まる風圧力及び積雪荷重に対応した工法等 ※図示による ・													
10 施工票	屋根防水工事完了後、仕様、施工業者名、完成年月日を記載した施工票を監督職員の指示する位置に取り付ける。 <table border="1"> <tr> <td>仕</td> <td>様</td> </tr> <tr> <td>完</td> <td>成 年 月 日</td> </tr> <tr> <td>施</td> <td>工 者</td> </tr> </table> 施工票は、縦 85mm、横 125mm 程度とする。	仕	様	完	成 年 月 日	施	工 者							
仕	様													
完	成 年 月 日													
施	工 者													

4 外壁改修工事 (共通事項)	1 施工数量調査	外壁改修工事の数量調査 (1. 6. 2) 調査範囲 ・ 図示による ・ 調査内容 ・ ひび割れの幅及び長さを壁面に表示する。また、ひび割れ部の挙動の有無、漏水の有無及び錆汁の流出の有無等を調査する。 ・ モルタル塗仕上げ及びタイル張り仕上げについては、浮き部を表面に表示し、また、欠損部の形状寸法等を調査する。 ・ コンクリート表面のはがれ及びはく落部等を壁面に表示する。 ・ 塗り仕上げについては、コンクリートまたはモルタル表面のはがれ及びはく落部等を壁面に表示する。また、既存塗膜と新規上塗り材との適合性を確認する。 ・ その他、監督職員と協議による。 調査報告書 (提出部数・2 部 ・)															
	4 外壁改修工事 (コンクリート打放し仕上げ外壁改修)	1 ひび割れ部改修	樹脂注入工法 (4. 1. 4) (4. 2. 2) (4. 2. 4～7) <table><tr><th>工法の種類</th><th>ひび割れ幅 (mm)</th><th>注入口間隔 (mm)</th><th>注入量 (mL/m)</th></tr><tr><td>※自動式低圧珪酸樹脂注入工法</td><td>・ 0.2以上～1.0以下 ・</td><td>・ ※200～300</td><td>・ ・</td></tr><tr><td>・ 手動式珪酸樹脂注入工法 ・ 機械式珪酸樹脂注入工法</td><td>・</td><td>・</td><td>・</td></tr></table> エポキシ樹脂 ・ 低粘度形 ・ 中粘度形 注入状況の確認方法 ・ ※コアの抜き取りを行う 抜き取り個数 ・ ※長さ 500m ごと及びその端数につき 1 個 抜き取り部の補修方法 ※図示による ・ Uカットシーリング材充填工法 ・ シーリング材 ※1 成分形又は 2 成分形ポリウレタン系 ・ ・ シーリング材の場合、ポリマーセメントモルタルの充填 ・ 行う ・ 可とう性エポキシ樹脂 ・ シーリング工法 ・ パテ状エポキシ樹脂 ・ 可とう性エポキシ樹脂				工法の種類	ひび割れ幅 (mm)	注入口間隔 (mm)	注入量 (mL/m)	※自動式低圧珪酸樹脂注入工法	・ 0.2以上～1.0以下 ・	・ ※200～300	・ ・	・ 手動式珪酸樹脂注入工法 ・ 機械式珪酸樹脂注入工法	・	・
工法の種類	ひび割れ幅 (mm)	注入口間隔 (mm)	注入量 (mL/m)														
※自動式低圧珪酸樹脂注入工法	・ 0.2以上～1.0以下 ・	・ ※200～300	・ ・														
・ 手動式珪酸樹脂注入工法 ・ 機械式珪酸樹脂注入工法	・	・	・														
	2 欠損部改修工法	充填工法 (4. 1. 4) (4. 2. 2) (4. 2. 4、8) ・ エポキシ樹脂モルタル ・ ポリマーセメントモルタル ・															

4 外壁改修工事 (モルタル塗り仕上げ外壁改修)	1 ひび割れ部改修工法	樹脂注入工法 (4. 1. 4) (4. 2. 2) (4. 3. 5~7)		
		工法の種類	ひび割れ幅 (mm)	注入口間隔 (mm)
		※自動式低圧珪砂樹脂注入工法	・ 0.2以上~1.0以下	・ ※200~300
		・ 手動式珪砂樹脂注入工法 ・ 機械式珪砂樹脂注入工法	・	・
		エポキシ樹脂 ・ 低粘度形 ・ 中粘度形 注入状況の確認方法 ・ ※コアの抜き取りを行う 抜き取り個数 ・ ※長さ 500mm ごと及びその端数につき 1 個 抜き取り部の補修方法 ・ ※図示による による Uカットシール材充填工法 ・ シーリング材 ※ 1 成分形又は 2 成分形ポリウレタン系 ・ シーリング材の場合、ポリマーセメントモルタルの充填 ・ 可とう性エポキシ樹脂 シール工法 ・ パテ状エポキシ樹脂 ・ 可とう性エポキシ樹脂		
	2 欠損部改修工法	充填工法 (4. 1. 4) (4. 2. 2) (4. 3. 9) ・ エポキシ樹脂モルタル ・ ポリマーセメントモルタル モルタル塗換え工法 (4. 1. 4) (4. 2. 2) (4. 3. 10) - 既製目地材 ・ 使用する (形状) - 仕上厚又は全塗厚が 25mm を超える場合の処置 ※図示による		

4

外壁改修工事（モルタル塗り仕上げ外壁改修）

3

浮き部改修工法

樹脂注入工法

(4. 1. 4) (4. 2. 2) (4. 3. 11～16)

工法	アンカーピンの 本数(本/㎡)		注入口の箇所数 (箇所/㎡)		注入量 (mL/箇所)
	一般部	指定部	一般部	指定部	
・ アンカーピンニング 部分エポキシ樹脂注入工法	・ ※16	・ ※25	—	—	・ ※25
・ アンカーピンニング 全面エポキシ樹脂注入工法	・ ※13	・ ※20	・ ※12	・ ※20	・ ※25
・ アンカーピンニング 全面 [*] リマーセメントスラリー注入工法	・ ※13	・ ※20	・ ※12	・ ※20	・ ※50
・ 注入口付アンカーピンニング 部分エポキシ樹脂注入工法	・ ※9	・ ※16	—	—	・ ※25
・ 注入口付アンカーピンニング 全面エポキシ樹脂注入工法	・ ※9	・ ※16	・ ※9	・ ※16	・ ※25
・ 注入口付アンカーピンニング 全面 [*] リマーセメントスラリー注入工法	・ ※9	・ ※16	・ ※9	・ ※16	・ ※50
・ 充填工法	—	—	—	—	—
・ モルタル塗替え工法	—	—	—	—	—

アンカーピン
※ステンレス鋼（SUS304）呼び径 4mm の丸棒で全ネジ切り加工をしたもの
・
注入口付きアンカーピン
※ステンレス鋼（SUS304）呼び径外径 6mm 程度
充填工法
・ エポキシ樹脂モルタル
・ ポリマーセメントモルタル
モルタル塗換え工法
(4. 2. 2) (4. 3. 10)
材料
・ 現場調合材料
・ 既調合材料（
既製目地材
・ 使用する（形状
仕上厚又は全塗厚が 25mm を超える場合の処置 ※図示による
・

4

外壁改修工事（タイル張り仕上げ外壁改修）

1

ひび割れ部改修工法

樹脂注入工法

(4. 1. 4) (4. 2. 2) (4. 4. 5、6)

工法の種類	ひび割れ幅 (mm)	注入口間隔 (mm)	注入量 (mL/m)
※自動式低圧球 [*] 樹脂注入工法	・ 0.2以上～1.0以下 ・	・ ※200～300	・
・ 手動式球 [*] 樹脂注入工法 ・ 機械式球 [*] 樹脂注入工法	・	・	・

エポキシ樹脂
・ 低粘度形（ひび割れ幅 0.5mm 未満）・ 中粘度形（ひび割れ幅 0.5mm 以上）
注入状況の確認
・ ※コアの抜き取りを行う
抜き取り回数
・ ※長さ 500m ごと及びその端数につき 1 個
抜き取り部の補方法
※図示による
・
Uカットシーリング材充填工法
・ シーリング材
充填材料 ※1 成分形又は 2 成分形ポリウレタン系
・ ポリマーセメントモルタルの充填
・ 行う
・ 可とう性エポキシ樹脂

4
外壁改修工事
(タイル張り仕上げ外壁改修)

2 欠損部改修工法

タイル部分張替え工法
(4. 1. 4) (4. 2. 2) (4. 4. 5. 7、8)
接着材の種類
・ポリマーセメントモルタル
・JIS A 5557 による一液反応硬化形変成シリコン樹脂系

タイル張替え工法
張替え用材料
・JIS A 5557 による一液反応硬化形変成シリコン樹脂系
・
・張付けモルタル (・現場調合材料 ・既製調合モルタル)
伸縮調整目地及びひび割れ誘発目地位置
※改修標準仕様書表 4. 4. 2 による ・図示による
タイル張り下地等の下地モルタルの接着力試験 ・行う
・セメントモルタルによるタイル張り
下地モルタル塗りを行うコンクリート素地面の処理
・目荒し工法 (改修標準仕様書 4. 3. 10 (3) による) ・
タイル張りの工法
外装タイル (・密着張り ・改良積上げ張り ・改良圧着張り)
ユニットタイル (・マスク張り ・モザイクタイル張り)
・有機系接着剤によるタイル張り
モルタル塗りを行うコンクリート素地面の処理
・目荒し工法 (改修標準仕様書 4. 3. 10 (3) による) ・
シーリング材の種類
打継ぎ目地、ひび割れ誘発目地 ※ポリウレタン系 ・
伸縮調整目地その他の目地 ※変成シリコン系 ・

3 浮き部改修工法
(4. 1. 4) (4. 2. 2) (4. 4. 9～15)

工法	アンカーピンの 本数 (本/㎡)		注入口の箇所数 (箇所/㎡)		注入量 (mL/箇所)
	一般部	指定部	一般部	指定部	
・アンカーピンニング 部分エポキシ樹脂注入工法	・ ※16	・ ※25	—	—	・ ※25
・アンカーピンニング 全面エポキシ樹脂注入工法	・ ※13	・ ※20	・ ※12	・ ※20	・ ※25
・アンカーピンニング 全面ポリマーセメントスラリー注入工法	・ ※13	・ ※20	・ ※12	・ ※20	・ ※50
・注入口付アンカーピンニング 部分エポキシ樹脂注入工法	・ ※9	・ ※16	—	—	・ ※25
・注入口付アンカーピンニング 全面エポキシ樹脂注入工法	・ ※9	・ ※16	・ ※9	・ ※16	・ ※25
・注入口付アンカーピンニング 全面ポリマーセメントスラリー注入工法	・ ※9	・ ※16	・ ※9	・ ※16	・ ※50
・注入口付アンカーピンニング エポキシ樹脂注入タイル固定工法	・	・	—	—	・ ※25
・タイル部分張替え工法	—	—	—	—	—
・タイル張替え工法	—	—	—	—	—

アンカーピン
※ステンレス鋼 (SUS304) 呼び径 4mm の丸棒で全ネジ切り加工をしたもの
・
注入口付きアンカーピン
※ステンレス鋼 (SUS304) 呼び径外径 6mm
・
タイル部分張替え工法
接着材の種類
・ポリマーセメント
・JIS A 5557 による一液反応硬化形変成シリコン樹脂系

4 外壁改修工事 (タイル張り仕上げ外壁改修)		タイル張替え工法 張替え用材料 ・ JIS A 5557 による一液反応硬化形変成シリコン樹脂系 ・ 貼付けモルタル (・ 現場調合材料 ・ 既製調合モルタル) 伸縮調整目地及びひび割れ誘発目地位置 ※改修標準仕様書表 4.5.1 による タイル張り下地等の下地モルタルの接着力試験 ・ 行う ・ セメントモルタルによるタイル張り 下地モルタル塗りを行うコンクリート素地面の処理 ・ 目荒し工法 (改修標準仕様書 4.3.10(3)による) タイル張りの工法 外装タイル (・ 密着張り ・ 改良積上げ張り ・ 改良圧着張り) ユニットタイル (・ マスク張り ・ モザイクタイル張り) ・ 有機系接着剤によるタイル張り モルタル塗りを行うコンクリート素地面の処理 ・ 目荒し工法 (改修標準仕様書 4.3.10 (3)による) シーリング材の種類 打継ぎ目地、ひび割れ誘発目地 ※ポリウレタン系 ・ 伸縮調整目地その他の目地 ※変成シリコン系 ・																																																																						
	4 目地改修工法	工法 (4.1.4) (4.4.5、16) 目地ひび割れ部改修工法 ・ 改修標準仕様書 4.4.16(1)による 伸縮調整目地改修工法 ・ 改修標準仕様書 4.4.16(2)による 伸縮調整目地の位置及び寸法 ・ 図示による ・																																																																						
	5 タイルの形状、寸法	(4.4.5、8) <table><tr><th rowspan="2">施工箇所</th><th rowspan="2">形状寸法</th><th colspan="3">吸水率による区分</th><th colspan="2">うわぐすり</th><th colspan="2">役物</th><th colspan="2">色</th><th colspan="2">対凍害性</th><th rowspan="2">耐滑り性</th><th rowspan="2">備考</th></tr><tr><th>I 類</th><th>II 類</th><th>III 類</th><th>施す</th><th>無</th><th>有</th><th>無</th><th>標準</th><th>特注</th><th>有</th><th>無</th></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table> 試験張り ・ 行う 見本焼き ・ 行う	施工箇所	形状寸法	吸水率による区分			うわぐすり		役物		色		対凍害性		耐滑り性	備考	I 類	II 類	III 類	施す	無	有	無	標準	特注	有	無																																												
施工箇所	形状寸法	吸水率による区分			うわぐすり		役物		色		対凍害性		耐滑り性	備考																																																										
		I 類	II 類	III 類	施す	無	有	無	標準	特注	有	無																																																												
4 外壁改修工事 (塗り仕上げ外壁等改修)	1 既存塗膜等の除去、下地処理及び下地調整	(4.5.4) <table><tr><th>工法</th><th>処理範囲</th><th>下地面の補修</th></tr><tr><td>・ サンダー工法</td><td>※既存仕上げ面全体 ・ 図示による</td><td rowspan="4">・ ひび割れ部改修工法 ・ 浮き部改修工法 ・ 欠損部改修工法</td></tr><tr><td>・ 高圧水洗工法</td><td>※既存仕上げ面全体 ・ 図示による</td></tr><tr><td>・ 塗膜はく離剤工法</td><td>※既存仕上げ面全体 ・ 図示による</td></tr><tr><td>・ 水洗い工法</td><td>※サンダー工法、高圧水洗工法、塗膜はく離剤工法の処理範囲以外の既存仕上げ面全体 ・ 図示による</td></tr></table>	工法	処理範囲	下地面の補修	・ サンダー工法	※既存仕上げ面全体 ・ 図示による	・ ひび割れ部改修工法 ・ 浮き部改修工法 ・ 欠損部改修工法	・ 高圧水洗工法	※既存仕上げ面全体 ・ 図示による	・ 塗膜はく離剤工法	※既存仕上げ面全体 ・ 図示による	・ 水洗い工法	※サンダー工法、高圧水洗工法、塗膜はく離剤工法の処理範囲以外の既存仕上げ面全体 ・ 図示による																																																										
工法	処理範囲	下地面の補修																																																																						
・ サンダー工法	※既存仕上げ面全体 ・ 図示による	・ ひび割れ部改修工法 ・ 浮き部改修工法 ・ 欠損部改修工法																																																																						
・ 高圧水洗工法	※既存仕上げ面全体 ・ 図示による																																																																							
・ 塗膜はく離剤工法	※既存仕上げ面全体 ・ 図示による																																																																							
・ 水洗い工法	※サンダー工法、高圧水洗工法、塗膜はく離剤工法の処理範囲以外の既存仕上げ面全体 ・ 図示による																																																																							

4 外壁改修工事 (塗り仕上げ外壁等改修)	2 下地調整塗材	下地調整塗材 ・ ポリマーセメントモルタル			
	3 仕上塗材仕上げ	建物内部に使用する塗料のホルムアルデヒド放散量 (4.1.5) (4.5.2) ※F☆☆☆☆ 新規仕上塗材の種類			
		種類	呼び名	防火材料	仕上げの形状及び工法等
	薄付け仕上塗材	・ 外装薄塗材Si ・ 可とう形外装薄塗材Si ・ 外装薄塗材E ・ 可とう形外装薄塗材E ・ 防水形外装薄塗材E ・ 外装薄塗材S	・ ・ ・ ・ ・ ・	・ 砂壁状 ・ ゆず肌状 (・ 吹付け・ローラー塗り) ・ さざ波状 ・ 平たん状 ・ 凹凸状 (・ 吹付け・こて塗り) ・ 着色骨材砂壁状 (・ 吹付け・こて塗り)	
	厚付け仕上塗材	・ 外装厚塗材C ・ 外装厚塗材Si ・ 外装厚塗材E	・ ・ ・	・ 吹放し ・ 凹凸状 上塗材	・ 凸部処理 ・ ひき起こし ・ 適用する ・ 平たん状 ・ かき落とし ・ 適用しない
	複層仕上塗材	・ 複層塗材CE ・ 複層塗材Si ・ 複層塗材E ・ 複層塗材RE ・ 可とう形複層塗材CE ・ 防水形複層塗材CE ・ 防水形複層塗材E ・ 防水形複層塗材RE	・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	・ ゆず肌状 耐候性 上塗材 溶媒 樹脂 外観	・ 凸部処理 ※耐候形3種 ・ ※水系 ・ 溶剤系 ・ 弱溶剤系 ※アクリル系 ・ ※つやあり ・ つやなし ・ メタリック
	可とう形改修用仕上塗材	・ 可とう形改修塗材E ・ 可とう形改修塗材RE ・ 可とう形改修塗材CE	・ ・ ・	・ 平たん状 耐候性 上塗材 溶媒 樹脂 外観	・ さざ波状 ※耐候形3種 ・ ※水系 ・ 溶剤系 ・ 弱溶剤系 ・ アクリル系 ・ ※つやあり ・ つやなし ・ メタリック
	4 マスチック塗材塗り	種別	・ A種 ・ B種	(4.1.5) (4.6.2)	
	5 外壁用塗膜防水材塗り	外壁用塗膜防水塗り (4.1.5) (4.2.2) (4.7.2) 仕上げの形状 外壁用仕上塗材の耐候性 下地挙動緩衝材の適用 吹付工法の模様材の種類 外壁用仕上塗材の種類			
5 建具改修工事	1 改修工法	工法 ・ かぶせ工法 ・ 撤去工法 新規に建具を設ける場合 壁部分の開口の開け方 新規建具周囲の補修方法及び範囲			
	2 防火戸	適用箇所 (・ 建具表による) 防火戸の自動閉鎖機構及び防火戸とヒューズ装置、熱感知器又は煙感知器との連動 ・ 連動させる (・ 建具表による)			
	3 見本の製作等	建具見本の製作 建具見本の程度 特殊な建具の仮組			
		・ 行う (建具符号：) ・ 工事に使用するものとして、あらかじめ製作する ・ 納まり等が分かる程度のもの ・ 行う (建具符号：)			

4 防犯建物部品	適用する 適用箇所（・ 建具表による ・ ） (5. 1. 7)		
5 アルミ製建具	性能等級 (5. 2. 2～5) 外部に面する建具 ・ A 種（建具符号：・ 建具表による ・ ） ・ B 種（建具符号：・ 建具表による ・ ） ・ C 種（建具符号：・ 建具表による ・ ） 枠の見込み寸法 ・ 建具表による		
	防音ドア・防音サッシ 遮音性の等級（・ ） 断熱ドア・断熱サッシ 断熱性の等級（・ ） 耐震ドア 面内変形追随性の等級（・ ） 表面処理 外部に面する建具 ・ BB－1 種 ・ BB－2 種 ・ 着色（・ アンバー ・ ブロンズ・ブラック系 ・ ステンカラー） 屋内の建具 ・ BC－1 種 ・ BC－2 種 ・ 着色（・ アンバー ・ ブロンズ・ブラック系 ・ ステンカラー） ステンレス鋼板 ※SUS304、SUS430J1L 又は SUS443J1 ・ 結露水の処理方法 ・ 図示による ・ 水切り板、ぜん板 ・ 図示による ・		
6 網戸等	網戸等 (5. 2. 3)		
	種類	材種	線径
	防虫網	※合成樹脂製 ・ ガラス繊維入り合成樹脂製 ・ ステンレス（SUS316）製	・ ※0. 25mm 以上
			編目 ・ ※16～18 メッシュ
7 樹脂製建具	性能等級 (5. 2. 2) (5. 3. 2～5) 外部に面する建具 ・ A 種（建具符号：・ 建具表による ・ ） ・ B 種（建具符号：・ 建具表による ・ ） ・ C 種（建具符号：・ 建具表による ・ ） 枠の見込み寸法 ・ 建具表による ・ 防音ドア・防音サッシ 遮音性の等級（・ T－1 ・ T－2 ・ ） 断熱ドア・断熱サッシ 断熱性の等級（・ H－4 ・ H－5 ・ H－6 ・ ） 表面色 ※標準色 ・ 特注色 水切り板、ぜん板 ・ 図示による ・ ガラス ※複層ガラス ・		
8 鋼製建具	性能等級 (5. 2. 2) (5. 4. 2～4) 簡易気密型ドアセット ・ 適用する（建具符号：・ 建具表による ・ ） 外部に面する建具の耐風圧性 ・ S－4（建具符号：・ 建具表による ・ ） ・ S－5（建具符号：・ 建具表による ・ ） ・ S－6（建具符号：・ 建具表による ・ ） 防音ドア・防音サッシ 遮音性の等級（・ ） 断熱ドア・断熱サッシ 断熱性の等級（・ ） 耐震ドア 面内変形追随性の等級（・ ） ステンレス鋼板 ※SUS304、SUS430J1L 又は SUS443J1 ・		

5 建具 改修 工事	9 鋼製軽量建具	性能等級 (5. 2. 2) (5. 5. 2~4) 簡易気密型ドアセット ・適用する（建具符号：・建具表による ・） 防音ドア・防音サッシ 遮音性の等級（・） 断熱ドア・断熱サッシ 断熱性の等級（・） 耐震ドア 面内変形追従性の等級（・） 鋼板の種類 ・亜鉛めっき鋼板 ・ビニル被覆鋼板 ・カラー鋼板 ・ステンレス鋼板 鋼板の厚さ ・ mm ※改修標準仕様書表 5. 5. 1 による ステンレス鋼板 ※SUS304、SUS430J1L 又は SUS443J1 ・ 召合せ、縦小口包み板等の材質 ※鋼板 ・												
	10 ステンレス製建具	性能等級 (5. 2. 2) (5. 4. 2) (5. 6. 2~5) 簡易気密型ドアセット ・適用する（建具符号：・建具表による ・） 外部に面する建具の耐風圧性 ・S-4（建具符号：・建具表による ・） ・S-5（建具符号：・建具表による ・） ・S-6（建具符号：・建具表による ・） 防音ドア・防音サッシ 遮音性の等級（・） 断熱ドア・断熱サッシ 断熱性の等級（・） 耐震ドア 面内変形追従性の等級（・） ステンレス鋼板 ※SUS304、SUS430J1L 又は SUS443J1 ・ 表面の仕上げ ※H L 仕上げ ・鏡面仕上げ ・アクリル樹脂エマルジョン焼き付け 鋼板の曲げ加工 ※普通曲げ ・角出し曲げ												
	11 木製建具	建具材の含水率 ※A種 ・B種 ・C種 (5. 7. 2~4) 表面材の合板及び接着剤のホルムアルデヒド放散量 ※F☆☆☆☆ ・第三種 かまち戸 かまち樹種（ ） 鏡板樹種（ ） 見込み寸法 ・建具表による ※36mm ふすま 張りの種別 ・I型 ・II型 上張り（押入れ等の裏側以外） ・鳥の子 ・新鳥の子程度又はビニル紙程度 縁仕上げ ・塗り縁 ・生地縁（素地） ・生地縁（ウレタンクリアー塗装） 見込み寸法 ・建具表による ※19. 5mm 戸ふすま 見込み寸法 ・建具表による ※30mm 紙張り障子 見込み寸法 ・建具表による ※30mm 枠及びびくつずりの材料 ・建具表による フラッシュ戸 <table border="1"> <thead> <tr> <th>合板の種類</th><th>規格等</th><th>表面材の厚さ (mm)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">普通合板</td><td>表面の樹種 生地、透明塗料塗り（・ ※ラワン合板程度）</td><td rowspan="2">※2. 5 以上 ・</td></tr> <tr> <td>不透明塗料塗り（・ ※しな合板程度）</td></tr> <tr> <td>天然木化粧合板</td><td>樹種（ ）</td><td>※3. 2 以上 ・</td></tr> <tr> <td>特殊加工化粧合板</td><td>化粧加工の方法（・ オパールレイ ・フリント ・塗装）</td><td>※2. 4 以上 ・</td></tr> </tbody> </table>	合板の種類	規格等	表面材の厚さ (mm)	普通合板	表面の樹種 生地、透明塗料塗り（・ ※ラワン合板程度）	※2. 5 以上 ・	不透明塗料塗り（・ ※しな合板程度）	天然木化粧合板	樹種（ ）	※3. 2 以上 ・	特殊加工化粧合板	化粧加工の方法（・ オパールレイ ・フリント ・塗装）
合板の種類	規格等	表面材の厚さ (mm)												
普通合板	表面の樹種 生地、透明塗料塗り（・ ※ラワン合板程度）	※2. 5 以上 ・												
	不透明塗料塗り（・ ※しな合板程度）													
天然木化粧合板	樹種（ ）	※3. 2 以上 ・												
特殊加工化粧合板	化粧加工の方法（・ オパールレイ ・フリント ・塗装）	※2. 4 以上 ・												
	12 建具用金物	(5. 8. 1~4) 金物の種類及び見え掛り部の材質等 ※改修標準仕様書表 5. 8. 1 による ・ 金属製建具用丁番の枚数及び大きさ ※改修標準仕様書表 5. 8. 2 による ・ 樹脂製建具用丁番の枚数及び大きさ ※改修標準仕様書表 5. 8. 3 による ・ 握り玉及びレバーハンドル、押板類、クレセント等の取付け位置 ・建具表による ・ 鍵 マスターキー ・製作しない ・製作する（製作範囲 ） ・既存のマスターキーに合わせる その他の鍵 ※各室 3 本 1 組 ・ 鍵箱 ・有 ・無												

5 建具 改修 工事	13 自動ドア開閉装置	引き戸用駆動装置 性能値 ※改修標準仕様書表 5.9.1 による 防錆 ・適用する 車椅子使用者用便房出入口引き戸用駆動装置 性能値 ※改修標準仕様書表 5.9.2 による 防錆 ・適用する 引き戸用検出装置 性能値 ※改修標準仕様書表 5.9.3 による 防錆 ・適用する 戸の開閉方式 ・建具表による 引き戸検出装置の種類及び必要性能項目 ※建具表による 凍結防止措置 ・適用する（適用箇所は建具表による） (5.9.1～3)												
	14 自閉式上吊り引戸装置	性能 ※改修標準仕様書表 5.10.1 による (5.10.3)												
	15 重量シャッター	種類 ・管理用シャッター 耐風圧強度 () Pa (5.11.2、3) ・外壁用防火シャッター 耐風圧強度 () Pa ・屋内用防火シャッター ・防煙シャッター 開閉方式による種類 ※電動式（手動併用） ・手動式 急降下制動装置、急降下停止装置を設けた電動シャッターの設置箇所 ※図示による 障害物感知装置を設けた電動シャッターの設置箇所 ※図示による 屋内用防火シャッター若しくは防煙シャッターの危害防止機構 ・設ける（設置箇所 ※図示による） シャッターケース（防火、防煙以外の場合） ・設ける スラット及びシャッターケース用鋼板 鋼板の種類 ・溶融亜鉛めっき鋼板及び鋼帯（JIS G 3302） ・塗装溶融亜鉛めっき鋼板及び鋼帯（JIS G 3312） めっきの付着量 ※Z12 又は F12 ・												
	16 軽量シャッター	開閉形式 ※手動式 ・電動式（手動併用式） (5.12.2～4) 耐風圧強度 () Pa 障害物感知装置を設けた電動シャッターの設置箇所 ※図示による スラットの材質 ・塗装溶融亜鉛めっき鋼板及び鋼帯（JIS G 3312） めっきの付着量（※Z06 又は F06 ・） ・塗装溶融 55%アルミニウム-亜鉛合金めっき鋼板及び鋼帯（JIS G 3322） めっきの付着量（※AZ90 ・） スラット形状 ・インターロッキング形 ・オーバーラッピング形												
	17 オーバーヘッドドア	(5.13.2～3) <table><tr><th>セクション材料 による区分</th><th>耐風圧 区分</th><th>開閉方式 による区分</th><th>収納形式 による区分</th><th>ガイドレールの材料</th></tr><tr><td>※スチールタイプ ・アルミニウムタイプ ・ファイバーグラス タイプ</td><td>・125 ・100 ・75 ・50</td><td>※バランス式 ・チェーン式 ・電動式</td><td>・スタンダード形 ・ローハット形 ・ハイリフト形 ・パーチカル形</td><td>※溶融亜鉛めっき鋼板 ・ステンレス鋼板 （※SUS304、SUS430J1L 又は SUS443J1）</td></tr></table>				セクション材料 による区分	耐風圧 区分	開閉方式 による区分	収納形式 による区分	ガイドレールの材料	※スチールタイプ ・アルミニウムタイプ ・ファイバーグラス タイプ	・125 ・100 ・75 ・50	※バランス式 ・チェーン式 ・電動式	・スタンダード形 ・ローハット形 ・ハイリフト形 ・パーチカル形
セクション材料 による区分	耐風圧 区分	開閉方式 による区分	収納形式 による区分	ガイドレールの材料										
※スチールタイプ ・アルミニウムタイプ ・ファイバーグラス タイプ	・125 ・100 ・75 ・50	※バランス式 ・チェーン式 ・電動式	・スタンダード形 ・ローハット形 ・ハイリフト形 ・パーチカル形	※溶融亜鉛めっき鋼板 ・ステンレス鋼板 （※SUS304、SUS430J1L 又は SUS443J1）										

5 建具 改修 工事	18 ガラス	フロート板ガラス 品種及び厚さの呼びによる種類	・ 建具表による (5. 14. 2~4)
		型板ガラス 厚さによる種類	・ 建具表による
		網入板ガラス及び線入板ガラス 網又は線の形状、板の表面の状態及び厚さの呼びによる種類	・ 建具表による
		合わせガラス 材料板ガラスの種類及び厚さの組合せ並びにガラスの合計厚さによる種類	・ 建具表による
		形状による種類	・ 平面合わせガラス ・ 曲面合わせガラス
		落球衝撃はく離特性並びにショットバック衝撃特性による種類	
		・ I 類 ・ II 類-1 ・ II 類-2 ・ III 類	
		強化ガラス 形状による種類及び材料板ガラスの種類による名称	・ 建具表による
		破片の状態及びショットバック衝撃特性による種類	・ I 類 ・ III 類
		熱線吸収板ガラス 板ガラスによる種類及び厚さによる種類	・ 建具表による
		性能による種類	・ 1 類 ・ 2 類
		複層ガラス 材料板ガラスの種類及び厚さの組合せ並びに複層ガラスの厚さ	・ 建具表による
		断熱性による区分	・ T 1 ・ T 2 ・ T 3 ・ T 4 ・ T 5 ・ T 6
		日射取得性、日射遮へい性による区分	・ G ・ S
		乾燥気体の種類	・ 空気 ・ アルゴン
		熱線反射ガラス 板ガラスによる種類及び厚さによる種類	・ 建具表による
		日射遮へい性による区分	・ 1 種 ・ 2 種 ・ 3 種
		耐久性による区分（日射熱遮へい性による区分が2種の場合）	
		・ A 種 ・ B 種	
		倍強度ガラス 材料板ガラスの種類及び厚さによる種類	・ 建具表による
		ガラス留め材及び溝の大きさ	
		建具の種類	ガラス留め材
		アルミニウム製	・ シーリング材 ・ グレイジングチャンネル形 ・
		鋼製及び鋼製軽量	・ シーリング材 ・
		ステンレス製	・ シーリング材 ・
		樹脂製	・ グレイジングカセット ・
		ガラス溝の大きさ	
		※建具製造所の仕様による ・ 図示による	
		※建具製造所の仕様による ・ 図示による	
		※建具製造所の仕様による ・ 図示による	
		※建具製造所の仕様による ・ 図示による	
		※建具製造所の仕様による ・ 図示による	

5	建具改修工事	19 ガラスブロック積み	(5. 14. 5)																																																	
			<table><tr><th rowspan="2">表面形状</th><th rowspan="2">呼び寸法 (mm)</th><th rowspan="2">厚さ (mm)</th><th colspan="2">色調</th><th colspan="2">目地幅 (mm)</th><th rowspan="2">伸縮調整目地 (mm)</th></tr><tr><th>クリア</th><th>乳白</th><th>平積み</th><th>曲面積み</th></tr><tr><td rowspan="4">正方形</td><td>・125×125</td><td>80</td><td>・</td><td>・</td><td>※8～15</td><td>外側</td><td rowspan="4">※6m 以下ごとに幅 10～25 ・図示による ・</td></tr><tr><td>・160×160</td><td>・95 ・125</td><td>・</td><td>・</td><td>・15～25</td><td>※15 以下</td></tr><tr><td>・200×200</td><td>・95 ・125</td><td>・</td><td>・</td><td></td><td>内側</td></tr><tr><td>・320×320</td><td>95</td><td>・</td><td>・</td><td></td><td>※6 以上</td></tr><tr><td rowspan="2">長方形</td><td>・250×125</td><td>80</td><td>・</td><td>・</td><td></td><td></td><td rowspan="2"></td></tr><tr><td>・320×160</td><td>95</td><td>・</td><td>・</td><td></td><td></td></tr></table> 壁用金属枠及び補強材・形状 ※図示による ・ 力骨 材質 ※ステンレス鋼 (SUS304) ・ 寸法 ※径 5.5mm ・ 形状 ※はしご形状複筋及び単筋 ・ 化粧目地モルタルの色 (	表面形状	呼び寸法 (mm)	厚さ (mm)	色調		目地幅 (mm)		伸縮調整目地 (mm)	クリア	乳白	平積み	曲面積み	正方形	・125×125	80	・	・	※8～15	外側	※6m 以下ごとに幅 10～25 ・図示による ・	・160×160	・95 ・125	・	・	・15～25	※15 以下	・200×200	・95 ・125	・	・		内側	・320×320	95	・	・		※6 以上	長方形	・250×125	80	・	・				・320×160	95	・
表面形状	呼び寸法 (mm)	厚さ (mm)	色調				目地幅 (mm)		伸縮調整目地 (mm)																																											
			クリア	乳白	平積み	曲面積み																																														
正方形	・125×125	80	・	・	※8～15	外側	※6m 以下ごとに幅 10～25 ・図示による ・																																													
	・160×160	・95 ・125	・	・	・15～25	※15 以下																																														
	・200×200	・95 ・125	・	・		内側																																														
	・320×320	95	・	・		※6 以上																																														
長方形	・250×125	80	・	・																																																
	・320×160	95	・	・																																																

6

内装改修工事

5 製材

「製材の日本農林規格」による下地用針葉樹製材 (6. 5. 2)

施工箇所	樹種	寸法 (mm)	等級	形状	含水率	保存処理の方法
			※ 2 級 ・		※ A 種 ・ B 種	
			※ 2 級 ・		※ A 種 ・ B 種	

「製材の日本農林規格」による造作用針葉樹製材

施工箇所	樹種	寸法 (mm)	等級	形状	含水率	保存処理の方法
見え掛り面			※ 上小節 ・		※ A 種 ・ B 種	
見え掛り面以外			※ 上小節 ・		※ A 種 ・ B 種	
			※ 上小節 ・		※ A 種 ・ B 種	

「製材の日本農林規格」による広葉樹製材

施工箇所	樹種	寸法 (mm)	等級	形状	含水率	保存処理の方法
			※ 1 級 ・		・ A 種 ・ B 種 ※10%以下	
			※ 1 級 ・		・ A 種 ・ B 種 ※10%以下	
			※ 1 級 ・		・ A 種 ・ B 種 ※10%以下	

「製材の日本農林規格」以外の製材

施工箇所	樹種	寸法 (mm)	材面の品質	防虫処理	含水率
			() 造作材の場合 (※ A 種 ・ B 種)	・ 適用する	※ A 種 ・ B 種 ・
			() 造作材の場合 (※ A 種 ・ B 種)	・ 適用する	※ A 種 ・ B 種 ・
			() 造作材の場合 (※ A 種 ・ B 種)	・ 適用する	※ A 種 ・ B 種 ・

6 造作用集成材

材料に使用するホルムアルデヒド放散量 (6. 5. 2)

※ F ☆ ☆ ☆ ☆ ・

「集成材の日本農林規格」による造作用集成材

施工箇所	樹種	寸法 (mm)	見付け材面数	見付け材面の品質
				※ 1 等 ・ 2 等
				※ 1 等 ・ 2 等

「集成材の日本農林規格」による化粧ばり造作用集成材

施工箇所	樹種	寸法 (mm)	化粧薄板の厚さ (mm)	見付け材面数	見付け材面の品質
	化粧薄板： 芯材：				※ 1 等 ・ 2 等
	化粧薄板： 芯材：				※ 1 等 ・ 2 等

6 内装改修工事	「集成材の日本農林規格」以外の造作用集成材					
	施工箇所	樹種	寸法 (mm)	見付け材面の品質	含水率	
					※15%以下 ・	
					※15%以下 ・	
	「集成材の日本農林規格」以外の化粧ばり造作用集成材					
	施工箇所	樹種	寸法 (mm)	化粧薄板の厚さ (mm)	見付け材面の品質	含水率
		化粧薄板： 芯材：				※15%以下 ・
		化粧薄板： 芯材：				※15%以下 ・
7	造作用単板積層材	材料に使用するホルムアルデヒド放散量 ※F☆☆☆☆				(6. 5. 2)
	「単板積層材の日本農林規格」による造作用単板積層材					
	施工箇所	寸法 (mm)	表面の品質		防虫処理	
			・有 (加工：・天然木化粧加工 ・塗装加工)		・適用する	
			・無 (等級：)			
			・有 (加工：・天然木化粧加工 ・塗装加工)		・適用する	
			・無 (等級：)			
	「単板積層材の日本農林規格」以外の造作用単板積層材					
	施工箇所	寸法 (mm)	表面の品質		含水率	防虫処理
			・有 (加工：・天然木化粧加工 ・塗装加工)		※14%以下 ・	・適用する
			・無 (等級：)			
			・有 (加工：・天然木化粧加工 ・塗装加工)		※14%以下 ・	・適用する
			・無 (等級：)			

8 合板等

材料に使用するホルムアルデヒド放散量

※F☆☆☆☆

(6. 5. 2)

普通合板

施工箇所	厚さ (mm)	単板の 樹種名	接着の 程度	板面の品質	防虫処理
	※5.5 ・		※1類 ・2類	広葉樹 ※2等以上 ・1等 針葉樹 ※C-D以上 ・	・適用する
	・		・1類 ・2類	・	・適用する

構造用合板

施工箇所	等級	単板の 樹種名	接着の 程度	板面の 品質	厚さ (mm)	防虫 処理	強度 等級
	※2級 以上 ・1級		※1類 ・特類	※C-D以上 ・	※12 ・	・適用する	・適用する ()
	※2級 以上 ・1級		※1類 ・特類	※C-D以上 ・	※12 ・	・適用する	・適用する ()

パーティクルボード

施工箇所	表裏面の状態 による区分	曲げ強さに よる区分	耐水性に よる区分	難燃性に よる区分	厚さ (mm)
		※13タイプ	※P又はM ・		※15 ・
		・			・

構造用パネル

施工箇所	寸法 (mm)
	・
	・

MDF

施工箇所	厚さ (mm)	表裏上の状態 による区分	曲げ強さに よる区分	接着剤に よる区分	難燃性に よる区分
			・		

9 接合具等

材料に使用するホルムアルデヒド放散量

※F☆☆☆☆

(6. 5. 3、4) (6. 8. 2) (6. 9. 2) (6. 11. 2～5)

施工箇所の下地がセメント系下地及び木質系下地の場合の接着剤の種別
・図示による

諸金物
※かすがい、座金、箱金物、短冊金物
(改修標準仕様書表 6. 5. 3～5 に示す程度の市販品 表 8. 20. 1 のF種程度)
・ (形状、寸法、材質)

6
内装改修工事

10 防腐、防蟻、防虫処理

防腐・防蟻処理が不要な樹種による製材
適用部位：（ ）

薬剤の加圧注入による防腐・防蟻処理

適用部位	保存処理性能区分
	・ K 2 ・ K 3 ・ K 4
	・ K 2 ・ K 3 ・ K 4

薬剤の塗布等による防腐・防蟻処理

適用部位	処理の方法	薬剤の種類
	※薬剤の製造所の仕様による	※JIS K 1571 に適合又は同等品
	・	
	・	

薬剤の接着剤への混入による防腐・防蟻処理
適用部位：（ ）

防虫処理
・ 図示による（適用部位： ）
・ ラワン材（JAS 1083-6）K 1 による

(6. 5. 5)

11 軽量鉄骨天井地下

野縁等の種類
屋内 ※ 1 9 形 ・ 2 5 形 屋外 ・ 1 9 形 ※ 2 5 形
屋外の軒天井、ピロティ天井等
工法 建築基準法に基づき定まる風圧力に対応した工法（ ）
野縁受、吊りボルトおよびインサートの間隔
・ 図示による ・
周辺部の端からの間隔 ・ 図示による ・
野縁の間隔 ・ 図示による ・

(6. 6. 2)

インサート
既存埋込インサート ・ 使用する
あと施工アンカーの確認試験
・ 行う（試験箇所数 ・ 箇所 ※屋内の場合、当該階において 3 箇所）
（確認強度 ・ N
※吊りボルト受け等の間隔が 900mm 程度以下かつ天井面積構成部材等の単位面積あたりの質量が 20kg/㎡以内の天井の場合は 400N 程度）
・ 吊りボルトの間隔が 900mm を超える場合 補強方法※図示による ・
・ 天井のふとところが 1.5m 以上 3.0m の場合 補強方法※改修標準仕様書 6. 6. 4 (8) (7) (イ) による
・
・ 天井のふとところが 3.0m を超える場合 補強方法 ※図示による
・ 天井地下材における耐震性を考慮した補強 補強箇所 ※図示による
補強方法 ※図示による

(6. 6. 4)

12 軽量鉄骨壁地下

スタッド、ランナーの種類
※改修標仕表 6. 7. 1 によるスタッドの高さによる区分に応じた種類
・
スタッドの高さが 5.0m を超える場合 ※図示による ・
出入口及びこれに準じる開口部の補強 ※改修標準仕様書 6. 7. 4 (5) による

(6. 7. 3、4)

13 ビニル床シート

種類の記号	施工箇所	色柄	特殊機能	厚さ (mm)	備考
※FS ・		・ 無地 ・ マーブル柄	・ 帯電防止 ・ 耐動荷重性 ・ 防滑性	※2.0 ・	
・		・ 無地 ・ 柄物	・ 耐薬品性		

熱処理する場合の工法 ・ ※熱溶接工法

(6. 8. 2、3)

14ビニル床タイル張り

(6. 8. 、3)

種類の記号	施工箇所	色柄	寸法 (mm)	特殊機能	厚さ (mm)	備考
・ TT ・ FT ※KT ・ FOA ・ FOB		・ 無地 ・ 柄物	・ 300×300 ・ 450×450 ・ 500×500 ・	・ 帯電防止 ・ 防滑性 ・ 視覚障害者用	・ 2.0 ・ 2.5 ・ 3.0	

15ビニル幅木

(6. 8. 2)

材質の種類
厚さ (mm)
高さ (mm)

・ 軟質
※1.5 以上
・ 60

・ 硬質
・
・ 75
・ 100

16ゴム床タイル張り

(6. 8. 2、3)

種類
色柄
厚さ (mm)
寸法 (mm)

・ 単層品
(
・ 3.0 ・ 4.5 ・ 6.0 ・ 9.0
(

・ 積層品

)

17カーペット敷き

(6. 9. 2、3)

織じゅうたん

織り方	パイル形状
・ ウィルトンカーペッ ・ ダブルフェイスカーペッ ・ アクシンスターカーペッ	・ カットパイル ・ ルーフパイル ・ カット、ルーフ 併用

色柄 (・
パイル糸の種類等

※模様のない無地)
・
※無地の織じゅうたんの種別 (・ A種 ・ B種 ・ C種)

帯電性 ・ 適用する

織りじゅうたんの接合方法 ※ヒートボンド工法 ・ つづり縫い

下敷き材
※反毛フェルト (JIS L 3204) の第2種2号 呼び厚さ 8mm ・

タフテッドカーペット

パイル形状	パイル長さ (mm)	工法	帯電性	備考
・ カットパイル	※5～7 ・	・ 全面接着工法 ・ グリッパー工法	・ 適用する	
・ ルーフパイル	※4～6 ・			
・ カット、ルーフ 併用	・			

下敷き材 (グリッパー工法の場合)
※反毛フェルト (JIS L 3204) の第2種2号 呼び厚さ 8mm ・

ニードルパンチカーペット

厚さ (mm) ()
帯電性 ・ 適用する

タイルカーペット

パイル形状	種別	施工箇所	寸法 (mm)	総厚さ (mm)	備考
※ルーフパイル	・ 第二種 ※第一種		・ ※500×500	・ ※6.5	
・ カットパイル	・ 第一種 ・ 第二種		・ ※500×500	・ ※6.5	
・ カット、ルーフ 併用	・ 第一種 ・ 第二種		・ ※500×500	・ ※6.5	

6
内装改修工事

タイルカーペットの敷き方
平場 ・ 模様流し ・ ※市松敷き
階段部分 ・ 市松敷き ・ ※模様流し
見切り、押え金物
材質 ()
種類 ()
形状等 ・ ※図示による

18 合成樹脂塗床

(6. 10. 2、3)

種別	施工箇所	工法	仕上げの種類
・ 厚膜型塗床材 (弾性ウレタン樹脂系塗床)			※平滑仕上げ ・ 防滑仕上げ ・ つや消し仕上げ
・ 厚膜型塗床材 (エポキシ樹脂系塗床)		・ 薄膜流しのペ工法 ・ 厚膜流しのペ工法 ・ 樹脂モルタル工法	・ 平滑仕上げ ・ 防滑仕上げ
・ 薄塗型塗床材			※平滑仕上げ

塗料のホルムアルデヒド放散量 ・ ※F☆☆☆☆

19 フローリング張り

(6. 11. 2～6)

種 類		工 法	樹種	大きさ等
単 層	・ フローリング ボード1等	・ 釘留め工法 (根太張り) ・ 釘留め工法 (直張り) ・ 接着工法	※なら ・ ・	改修標準仕様書 表 6. 11. 2、 表 6. 11. 4 表 6. 11. 6 の ・ A 種 ・ B 種 ・ C 種 による ・
	・ フローリング ブロック1等	※接着工法		
複 合	・ 複合 フローリング	・ 釘留め工法 (根太張り) ・ 釘留め工法 (直張り) ・ 接着工法		

フローリング及び接着剤のホルムアルデヒド放散量 ※F☆☆☆☆
接着工法の場合の不陸緩衝材 ※合成樹脂発泡シート

現場塗装仕上げ ・ 適用する ・ オイルステンの上、ワックス塗り
・ 生地そのままワックス塗り
※ウレタン樹脂ワニス塗り

20 畳敷き

(6. 12. 2)

畳の種類 ・ A 種 ・ B 種 ・ C 種 ・ D 種 (畳床・KT-I・KT-II・KT-III・KT-K・KT-N)

下地の種類
・ 標準仕様書表 12. 6. 1 による床組
・ ポリスチレンフォーム床下地 (ノンフロン)
・

6 内装改修工事

21 せっこうボードその他ボード及び合板張り

種類等	厚さ (mm)、規格等
・木毛セメント板 ・硬質 (HW) ・中質 (MW) ・普通 (NW)	※図示による ・ 15 ・ 20 ・ 25
・木片セメント板 ・硬質 (HF) ・普通 (NF)	※図示による ・ 12 ・ 15 ・ 18 ・ 21 ・ 30
・けい酸カルシウム板 (タイプ 2) 普通ボード 0.8FK	※図示による ・ 6 ・ 8
・火山性ガラス質複層板 種類 ※図示による	※図示による
・ミディアムデンシティファイバード (MDF)	※図示による ・ 3 ・ 7 ・ 9 ・ 12
・ハートボード ・スタンダードボード (無処理) ・素地ハートボード ・未研磨板 (RN) ・研磨板 (RS) ・内装化粧ハートボード (DI) ・テハートボード (処理) ・素地ハートボード ・未研磨板 (RN) ・研磨板 (RS) ・外装化粧ハートボード (DE)	※図示による ・ 2.5 ・ 3.5 ・ 5 ・ 7
・インシュレーションボード ・ A 級インシュレーションボード (A-IB) ・天井仕上材 ・内装仕上材	※図示による ・ 9 ・ 12 ・ 15 ・ 18
・単板張りパーティクルボード ・無研磨板 (VN) ・研磨板 (VS)	※図示による ・ 10 ・ 12 ・ 15 ・ 18
・化粧パーティクルボード ・単板オーバーレイ (DV) ・プラスチックオーバーレイ (DO) ・塗装 (DC)	※図示による ・ 10 (難燃) ・ 12 (難燃)
・ロックウール化粧吸音板 (DR) ・フラットタイプ ・凹凸タイプ	※図示による ・ 9 (不燃) ・ 12 (不燃) ・ 12 (不燃) ・ 15 (不燃)
・ロックウール吸音ボード (1 号)	※図示による ・ 25
・グラスウール吸音ボード (32K)	※図示による ・ 25 (ガラスクロス包み)
・せっこうボード (GB-R)	※図示による ※12.5 (不燃) ・ 15 (不燃)
・シーリングせっこうボード (GB-S)	※図示による ・ 12.5 (・不燃 ・準不燃)
・強化せっこうボード (GB-F)	※図示による ・ 12.5 (不燃) ・ 15 (不燃)
・せっこうラスボード (GB-L)	※図示による ・ 9.5
・不燃積層せっこうボード (GB-NC) ・化粧無し (下地張り用) ・化粧有り (トラバーチン模様)	※図示による ・ 9.5 (不燃)
・普通合板	※図示による 防虫処理 ・行う
・天然木化粧合板	※図示による 防虫処理 ・行う
・特殊加工化粧合板	※図示による 化粧加工の方法 ・オーバーレイ ・プリント ・塗装 防虫処理 ・行う

せっこうボード等の下地は図示による。

遮音シール材

・適用する（・シーリング材 ・ジョイントコンパウンド）

合板類、MDF、パーティクルボード及び接着剤のホルムアルデヒド放散量

※F☆☆☆☆

合板類の張付け ・A種 ・B種

天井のボード類（ロックウール吸音板等を除く）の重ね張りを行う場合 ※図示による

せっこうボードの目地工法 ※仕上げ表による

突付け工法及び目透し工法のエッジの種類

・ヘベルエッジ ・スクエアエッジ

表面への化粧張り等の加工 ※図示による

22 壁紙張り

(6. 14. 2、3)

ホルムアルデヒド放散量 ※F☆☆☆☆

施工箇所	壁紙の種類						防火性能		
	紙	繊維	塩化ビニル	プラスチック	無機質	その他			
	・	・	・	・	・	・	・準不燃	・難燃	※不燃
	・	・	・	・	・	・	・準不燃	・難燃	※不燃
	・	・	・	・	・	・	・準不燃	・難燃	※不燃

モルタル・せっこうプラスター面の素地ごしらの種別 ※RB種

コンクリート面の素地ごしらの種別 ※RB種

せっこうボード面及びその他の素地ごしらの種別 ※RB種

23 モルタル塗り

モルタル ・現場調査材料 (6. 15. 3、5、6)
(セメントは改修特記仕様書 8-2 コンクリート工事による)

既製目地材 ・既調査材料 ()

・設ける 施工箇所 ()
形状 (※図示による)

床目地 ・設ける (目地の種類 ・ ※押し目地)
(目地割り ・ ※2 m程度)
(最大目地間隔 ・ ※3m 程度)

壁面の仕上げ厚又は全塗り厚が 25mm を超える場合の下地処理 ・図示による

24 タイル張り

伸縮調整目地の位置 (6. 16. 2~4)

床タイル (※縦、横とも 4m 以内ごと ・図示による)

床タイル以外 (・図示による)

伸縮調整目地のシーリング材、目地寸法は改修特記仕様書 3 章による

・セメントモルタルによるタイル（セラミックタイル）張り

タイルの形状、寸法

施工箇所	種類	形状寸法 (mm)	吸水率による区分			うわぐすり		役物		色		耐凍害性		耐滑り性
			I 類	II 類	III 類	施す	無	有	無	標準	特注	有	無	
			・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・
			・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・

標準的な曲がりの役物は一体成形とする

試験張り ・行う

見本焼き ・行う

6

内装改修工事

有機系接着剤によるタイル（セラミックタイル）張り
タイルの形状、寸法

施工箇所	種類	形状寸法 (mm)	吸水率による区分			うわぐすり		役物		色		耐凍害性		耐滑り性	備考 (参考 品番)
			I 類	II 類	III 類	施す	無	有	無	標準	特注	有	無		
			・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	
			・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	

標準的な曲がりの役物は一体成形とする
試験張り ・ 行う
見本焼き ・ 行う

内装タイル接着剤張りに使用する有機質接着剤のホルムアルデヒド放散量
※F☆☆☆☆ ・

25

セルフベリング材塗り

種類及び品質 ・ セメント系 ・ セっこう系
標準塗厚 (mm)

(6. 17. 2、3)

7

塗装改修工事

1 材料

屋内で使用する塗料のホルムアルデヒド放散量
※F☆☆☆☆ ・

防火材料 ※屋内の壁、天井仕上げは防火材料とする。
・ 次の箇所を除き防火材料とする。
(箇所：)

(7. 1. 3)

2 下地調整

塗替えRB種の場合の既存塗膜の除去範囲
※劣化部分は除去し、活膜部分は残す ・ 図示による ・
既存錆止め塗料の鉛含有調査 ・ 行う (箇所)

(7. 2. 1～7)

下地面の種類	下地調整の種別		ひび割れ部の 補修
	塗替え		
木部	・ ※不透明塗料塗りの場合は、RB種		
鉄鋼面	・ ※RB種		
亜鉛めっき鋼面	・ ※RB種		
亜鉛メッキ鋼面（鋼製建具等）	・ ※RB種		
モルタル面、プラスター面	・ ※RB種		・ 行う
コンクリート面(DP 以外)、 ALCパネル面	・ ※RB種		・ 行う
押出成形セメント板面	・ RA種 ・ RB種 ・ RC種		・ 行う
コンクリート面(DP)、 押出成形セメント面	・ RB種 ・ RC種		・ 行う
セっこうボード面、その他のボード面	・ ※RB種		

3 素地ごしらえ

(7. 3. 2～7)

下地面等		種 別
木部	不透明塗料塗りの場合	※A種 ・ B種
	透明塗料塗りの場合	・ A種 ※B種
鉄鋼面（DP 以外）		・ A種 ・ B種 ※C種
鉄鋼面（DP）		・ A種 ※B種 ・ C種
亜鉛めっき鋼面		・ A種 ・ B種
モルタル面及びセっこうプラスター面		・ A種 ※B種
コンクリート面（DP 以外）及びALCパネル面		・ A種 ※B種
押出成形セメント板面及びコンクリート面（DP）		・ A種 ・ B種
コンクリート面（DPのみ）		・ A種 ※B種
セっこうボード面及び その他ボード面	目地：継目処理工法	※A種 ・ B種
	目地：継目処理工法以外	・ A種 ※B種

4 錆止め塗料塗り

(7. 4. 2、3)

素地面	塗装の種類		塗料の種類別	工程の種類別
鉄鋼面	SOP 工程の種類別 表 7. 4. 3	塗替え	A 種	※C 種 ・
		新規見え掛り	A 種	※A 種 ・
		新規見え隠れ	A 種	※B 種 ・
	EP-G 工程の種類別 表 7. 4. 3	塗替え	・ A 種 ※B 種	※C 種 ・
		新規見え掛り	・ A 種 ※B 種	※A 種 ・
		新規見え隠れ	・ A 種 ※B 種	※B 種 ・
	DP 工程の種類別 表 7. 4. 4	塗替え	7. 4. 2(1) (イ) (b) による	・ B 種 (下地調整 RB) ・ C 種 (下地調整 RC) ・
		新規	7. 4. 2(1) (イ) (a) による	・ A 種 ・
亜鉛 めっき 鋼面	SOP 工程の種類別 表 7. 4. 5	塗替え	※A 種 ・ B 種	※C 種 ・
		新規鋼製建具等	※A 種 ・ B 種	※A 種 ・
		新規その他	※B 種 ・	※B 種 ・
	EP-G 工程の種類別 表 7. 4. 5	塗替え	C 種 ・	※C 種 ・
		新規鋼製建具等	C 種 ・	※A 種 ・
		新規その他	C 種 ・	※B 種 ・
	DP 工程の種類別 表 7. 4. 6	塗替え	B 種 ・	・
		新規	B 種 ・	・

7

5 塗装

塗装改修工事

(7.5.2~7.13.2)

塗装の種類別	塗装面	工程	
		塗替え	新規
・ 合成樹脂調合ペイント塗り (SOP) 塗料の種類別 ※1種 ・ 2種	木部屋外	・ ※B 種	※A種 ・
	木部屋内	・ ※B 種	※B種 ・
	鉄鋼面	・ ※B 種	・ A種 ※B 種
	亜鉛めっき鋼面 (鋼製建具)	・ ※A 種	※B種 ・
	〃 (鋼製建具以外)	・ ※B 種	※B種 ・
・ クリヤラッカー塗り (CL)		・ A種 ※B 種	・ A種 ※B 種
・ アクリル樹脂系非水分散系塗料塗り (NAD)		・ A種 ※B 種	・ A種 ※B 種
・ 耐候性塗料塗り (DP)	鉄鋼面 上塗り等級 () 級	・	—
	亜鉛めっき鋼面 上塗り等級 () 級	・	—
	コンクリート面及び 押出成形セメント板面	・	・ A-1種 ・ B-1種 ・ C-1種
・ つや有り合成樹脂 エマルジョンペイント塗り (EP-G)	コンクリート面等	・ ※B 種	・ A種 ※B種
	屋内の木部	・ ※B 種	・ ※A種
	屋内の鉄鋼面	・ ※B 種	・ A種 ※B種
	屋内の亜鉛めっき鋼面	・ ※B 種	※A種 ・ B種
・ 合成樹脂エマルジョンペイント塗り (EP)		・ ※B 種	・ A種 ※B種
・ 合成樹脂エマルジョン模様塗料塗り (EP-T)		・ ※B 種	・ A種 ・ B種
・ ウレタン樹脂ワニス塗り (UC)		・ A種 ※B 種	・ A種 ※B種
・ ステイン塗り		・ ビグメントステイン塗り ・ オイルステイン塗り (OS)	
・ 木材保護塗料塗り (WP)		・ A種 ※B種	・ A種 ※B種

つや有り合成樹脂エマルジョンペイント塗り (コンクリート面、モルタル面、せっこうプラスチック面、せっこうボード面、その他ボード面) の塗替えの場合のしみ止め

・

※改修標準仕様書表 7.9.1 の工程 1 の下塗りをしみ止めシーラーとする

合成樹脂エマルジョンペイント塗りの塗り替えの場合のしみ止め

※B 種又は C 種の場合は、改修標準仕様書表 7.10.1 の工程 1 の下塗りをしみ止めシーラーとする

・

8 耐震改修工事 共通事項	1 適用範囲	改修標準仕様書 第8章 耐震改修工事 改修標準仕様書において、 「第8章 耐震改修工事」以外の改修工事で第8章を引用している部分 工事内容 ・ 現場打ち鉄筋コンクリート壁の増設工事 ・ 鉄骨ブレースの設置工事 ・ 柱補強工事（溶接金網巻き工法又は溶接閉鎖フープ巻き工法） ・ 柱補強工事（鋼板巻き工法又は帯板巻き付け工法） ・ 連続繊維補強工事 ・ 耐震スリット新設工事 ・ 免震改修工事 ・ 制振改修工事 ・ 土工事及び地業工事 ・																					
	8 耐震改修工事 共通事項	2 既存部分の撤去等	既存構造体の撤去 (8. 21. 2) (8. 22. 2) (8. 23. 2) (8. 24. 4) (8. 25. 2) 撤去範囲 ・ 図示による（ ） はつり出した鉄筋及び鉄骨の処置 ・ 図示による（ ） 既存構造体コンクリートの目荒らしの程度及び範囲 (8. 21. 3) (8. 22. 3) (8. 23. 3) ・ 既存柱、梁面 打継ぎ面の15～30%程度に、 平均深さ2～5mm(最大7mm)程度の凸凹を全体にわたってつける ・ 既存壁 打継ぎ面の10～15%程度に、 平均深さ2～5mm(最大7mm)程度の凸凹を全体にわたってつける 既存杭の撤去等 (8. 28. 2) ・ 撤去範囲及び方法 ・ 杭頭部の処理 ・ 既存杭の補強 ・ 既存杭の健全性を確認する試験 ・ 図示による（ ） ・ 図示による（ ） ・ 図示による（ ） ・ 行う ・ 図示による（ ）																				
8 1 耐震改修工事 (鉄筋工事)	1 鉄筋の種類	(8. 2. 1) <table><tr><td>種類の記号</td><td>呼び径(mm)</td><td>備考</td></tr><tr><td>・ SD295</td><td></td><td></td></tr><tr><td>・ SD345</td><td></td><td></td></tr></table>			種類の記号	呼び径(mm)	備考	・ SD295			・ SD345												
	種類の記号	呼び径(mm)	備考																				
	・ SD295																						
・ SD345																							
2 溶接金網	(8. 2. 2) 形状等 <table><tr><td>種類</td><td>種類の記号</td><td>鉄線の形状、網目寸法、鉄線の径(mm)</td><td>使用部位</td></tr><tr><td>・ 溶接金網</td><td>WFP</td><td></td><td></td></tr><tr><td>・ 鉄筋格子</td><td></td><td></td><td></td></tr></table>			種類	種類の記号	鉄線の形状、網目寸法、鉄線の径(mm)	使用部位	・ 溶接金網	WFP			・ 鉄筋格子											
種類	種類の記号	鉄線の形状、網目寸法、鉄線の径(mm)	使用部位																				
・ 溶接金網	WFP																						
・ 鉄筋格子																							
3 鉄筋の継手及び定着	(8. 3. 4) (8. 4. 2、3) 継手方法 <table><tr><td>適用箇所</td><td colspan="3">継手方法</td><td>呼び径(mm)</td></tr><tr><td>・ 柱・梁の主筋</td><td>・ ガス圧接</td><td>・ 機械式継手</td><td>・ 溶接継手</td><td></td></tr><tr><td>・ 耐力壁の鉄筋</td><td>・ 重ね継手</td><td colspan="2"></td><td></td></tr><tr><td>・ その他の鉄筋()</td><td>・ 重ね継手</td><td colspan="2"></td><td></td></tr></table> 継手位置 ※図示による 柱及び梁の主筋の重ね継手の長さ ※図示による 耐力壁の重ね継手の長さ ・ 図示による 鉄筋の定着長さ ※図示による			適用箇所	継手方法			呼び径(mm)	・ 柱・梁の主筋	・ ガス圧接	・ 機械式継手	・ 溶接継手		・ 耐力壁の鉄筋	・ 重ね継手				・ その他の鉄筋()	・ 重ね継手			
適用箇所	継手方法			呼び径(mm)																			
・ 柱・梁の主筋	・ ガス圧接	・ 機械式継手	・ 溶接継手																				
・ 耐力壁の鉄筋	・ 重ね継手																						
・ その他の鉄筋()	・ 重ね継手																						

耐震改修工事（コンクリート工事）	4 鉄筋のかぶり厚さ及び間隔（溶接金網を含む）	最小かぶり厚さ ※図示による ・ 軽量コンクリートを適用する場合 ・あり 適用箇所（ ） ・最小かぶり厚さに加える厚さ（ ）mm 耐久性上不利な部分（塩害を受けるおそれのある部分等） ・あり 適用箇所（ ） ・最小かぶり厚さに加える厚さ（ ）mm (8. 3. 5)																				
	5 圧接完了後の試験	外観、超音波探傷試験 行う（全数圧接部） (8. 3. 8)																				
	6 機械式継手	適用箇所 ・図示による（ ） ・ H12 建告第 1463 号に適合する性能 ・A 級 機械式継手の種類 ・図示による（ ） (8. 4. 2)																				
	7 溶接継手	適用箇所 ・図示による（ ） ・ H12 建告第 1463 号に適合する性能 ・A 級 溶接継手の工法 ・図示による（ ） (8. 4. 3)																				
	8 割裂補強筋	割裂補強筋の適用 (8. 21. 6) (8. 22. 7) <table><tr><th>種類</th><th>材料</th><th>材質</th><th>径</th><th>本数ピッチ等</th><th>適用箇所</th></tr><tr><td>・スパイラル筋</td><td>鉄筋コンクリート用棒鋼</td><td>SR235 または SWM-P</td><td>※6φ ・9φ</td><td>スパイラルの径(mm) () スパイラルのピッチ(mm) ()</td><td rowspan="2">※図示による</td></tr><tr><td>・はしご筋</td><td>鉄筋コンクリート用棒鋼 (異形鉄筋)</td><td>SD295A</td><td>・D10 ・</td><td>壁面内方向 () 壁面外方向 ()</td></tr></table>					種類	材料	材質	径	本数ピッチ等	適用箇所	・スパイラル筋	鉄筋コンクリート用棒鋼	SR235 または SWM-P	※6φ ・9φ	スパイラルの径(mm) () スパイラルのピッチ(mm) ()	※図示による	・はしご筋	鉄筋コンクリート用棒鋼 (異形鉄筋)	SD295A	・D10 ・
種類	材料	材質	径	本数ピッチ等	適用箇所																	
・スパイラル筋	鉄筋コンクリート用棒鋼	SR235 または SWM-P	※6φ ・9φ	スパイラルの径(mm) () スパイラルのピッチ(mm) ()	※図示による																	
・はしご筋	鉄筋コンクリート用棒鋼 (異形鉄筋)	SD295A	・D10 ・	壁面内方向 () 壁面外方向 ()																		
8 2	1 コンクリートの気乾単位容積質量による種類及び強度	普通コンクリート (8. 1. 3、4) (8. 2. 5) (8. 9. 2) <table><tr><th>設計基準強度 Fc (N/mm2)</th><th>気乾単位容積質量(t/m3)</th><th>スランプ[°] (cm)</th><th>適用箇所</th></tr><tr><td>・24</td><td>・2.3 程度</td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table> 構造体強度補正值 ※改修標準仕様書表 8. 2. 4 による					設計基準強度 Fc (N/mm2)	気乾単位容積質量(t/m3)	スランプ [°] (cm)	適用箇所	・24	・2.3 程度										
設計基準強度 Fc (N/mm2)	気乾単位容積質量(t/m3)	スランプ [°] (cm)	適用箇所																			
・24	・2.3 程度																					
	2 コンクリートの種類	類別 (8. 1. 3) ※Ⅰ類（JIS A 5308 への適合を認証されたコンクリート） ・Ⅱ類（JIS A 5308 に適合したコンクリート）																				
	3 セメント	種類 (8. 2. 5) <table><tr><th>セメントの種類</th><th>適用箇所</th></tr><tr><td>※普通ポルトランドセメント、高炉セメントのA種、シリカセメントA種又はフライアッシュセメントA種</td><td>建物躯体（下記以外）</td></tr><tr><td>・高炉セメントB種</td><td>基礎、地中梁</td></tr><tr><td>・フライアッシュセメントB種</td><td>基礎、地中梁</td></tr></table> 普通ポルトランドセメントの品質は、JIS R 5210 に示された規定の他、水和熱が7日目で 352J/g 以下かつ 28 日目で 402J/g 以下のものとする。					セメントの種類	適用箇所	※普通ポルトランドセメント、高炉セメントのA種、シリカセメントA種又はフライアッシュセメントA種	建物躯体（下記以外）	・高炉セメントB種	基礎、地中梁	・フライアッシュセメントB種	基礎、地中梁								
セメントの種類	適用箇所																					
※普通ポルトランドセメント、高炉セメントのA種、シリカセメントA種又はフライアッシュセメントA種	建物躯体（下記以外）																					
・高炉セメントB種	基礎、地中梁																					
・フライアッシュセメントB種	基礎、地中梁																					
	4 骨材	使用骨材のアルカリシリカ反応による区分 (8. 2. 5) ・B ※A																				

5 混和材料	混和剤 (8. 2. 5) 混和剤の種類 ※改修標準仕様書 8. 2. 5 (4) (a) による ・ 混和材 混和材の種類 ※改修標準仕様書 8. 2. 5 (4) (b) による ・																
6 無筋コンクリート	コンクリートの種類 ・ ※普通コンクリート (8. 11. 1) 設計基準強度 F_c (N/m²) ・ ※18 N/m² スランプ ・ ※15cm 又は 18cm 適用箇所 ※図示による セメントの種類 ※普通ポルトランドセメント、高炉セメントA種、シリカセメントA種又は フライアッシュセメントA種 ・ 高炉セメントB種 ・ フライアッシュセメントB種 適用箇所 ・ 図示による ()																
7 打ち継ぎの位置、 ひび割れ誘発目地、 打継目地	打ち継ぎの位置 ・ 図示による () (3. 7. 3) <6. 6. 4> <6. 8. 1> 目地寸法 ※標準仕様書 9. 7. 3 (1) (7) による ・ 図示による () ひび割れ誘発目地の間隔、位置、形状、寸法 ※図示による ()																
8 構造体コンクリートの 仕上り	合板せき板を用いる打放し仕上げ (8. 1. 4) <table border="1" data-bbox="448 842 1409 972"> <thead> <tr> <th>種別</th><th>適用箇所</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・ A 種</td><td></td></tr> <tr> <td>・ B 種</td><td></td></tr> <tr> <td>・ C 種</td><td></td></tr> </tbody> </table> コンクリート仕上りの平坦さ <table border="1" data-bbox="448 1032 1409 1167"> <thead> <tr> <th>種別</th><th>適用箇所</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・ a 種</td><td></td></tr> <tr> <td>・ b 種</td><td></td></tr> <tr> <td>・ c 種</td><td></td></tr> </tbody> </table>	種別	適用箇所	・ A 種		・ B 種		・ C 種		種別	適用箇所	・ a 種		・ b 種		・ c 種	
種別	適用箇所																
・ A 種																	
・ B 種																	
・ C 種																	
種別	適用箇所																
・ a 種																	
・ b 種																	
・ c 種																	
9 打増し厚さ（打 放し仕上げ部）	外部に面するコンクリート打放し仕上げの打増し厚さ (8. 7. 8) ・ 20mm ・ 図示による () 外装タイル後張り面のコンクリートの打増し厚さ ・ 20mm ・ 図示による ()																
10 型枠	き板の材料及び厚さ ・ 合板（厚さ※12mm ・ mm） (8. 2. 7) スリーブの材種・規格等 ・ 図示による																
11 型枠の加工及び 組み立て	シアコネクターをセパレーターとして使用 (8. 7. 8) 適用箇所 ・ 図示による ()																

12 コンクリートの打込み工法等

コンクリートの打設工法の指定(8. 21. 8) (8. 23. 5～7)

補強工法	打設工法の種類	適用箇所
・ 現場打ち鉄筋コンクリート壁の増設工事	・ 流込み工法 ・ 圧入工法 ・ 工法指定なし ・	・ 全ての増設壁 ・ 図示による () ・
・ 柱補強工事 (溶接金物巻き及び溶接閉鎖フープ巻き工法)	・ 流込み工法 ・ 圧入工法 ・ 工法指定なし ・	・ 全ての柱補強部分 ・ 図示による () ・
・	・	・

鋼板巻き工法及び帯板巻き付け工法での型枠等

柱頭及び柱脚の隙間の寸法
柱頭及び柱脚の隙間部間の型枠
既存柱外周部あと打ちコンクリート又は構造体用モルタルの厚さ
補強後の仕上げ

・ 図示による ()
・ 発泡プラスチック保温材等を埋込む
・ 図示による ()
・ 図示による ()

1 鉄骨製作工場

製作工場の加工能力(8. 1. 5)

建築基準法第 68 条 25 の規定に基づき国土交通大臣から性能評価機関として認定を受けた(株)日本鉄骨評価センター及び(株)全国鉄骨評価機構（旧(社) 全国鐵構工業協会）の「鉄骨製作工場の性能評価基準」に定める次のグレードとして、国土交通大臣から認定を受けた工場又は同等以上の能力のある工場

・ S グレード ・ H グレード ・ M グレード ・ R グレード ・ J グレード
・ 監督員が承諾する製作工場

2 鉄骨製作工場における施工管理技術者

配置する(8. 1. 6)

3 鋼材

鋼材の材質(8. 2. 8)

材 質	適用箇所、形状及び寸法	規格等
・ S S 400	※図示による	※JIS 規格による
・ S S C 400	※図示による	※JIS 規格による
・ S N 400 A , B , C	※図示による	※JIS 規格による
・ S N 490 B , C	※図示による	※JIS 規格による
・ S T K 400	※図示による	※JIS 規格による
・ S T K R 400	※図示による	※JIS 規格による
・	※図示による	※JIS 規格による

4 高力ボルト	高力ボルトの区分 (8. 2. 9) (8. 13. 2) (8. 14. 2) ・トルシア形高力ボルト ・J I S 形高力ボルト ボルトの縁端距離、ボルト間隔、ゲージ等 ※図示による () ・ 摩擦面の処理方法 ・自然発錆 (黒皮等を除去した後に自然放置して表面に赤さびが発生した状態) ・ブラスト処理 (表面粗度 50 μ mRz 以上) ・ すべり試験 ・行う (・すべり係数試験 ・すべり耐力試験) すべり試験において、対比試験片を作成し、摩擦面の処理状況を確認する。
5 溶融亜鉛めっき高力ボルト	(8. 13. 2) (8. 14. 2) ボルトの縁端距離、ボルト間隔、ゲージ等 ※図示による () ・ 摩擦面の処理 (8. 20. 5) ・ブラスト処理 (表面粗度 50 μ mRz 以上) ・りん酸塩処理 ・ すべり試験 ・行う (・すべり係数試験 ・すべり耐力試験) すべり試験において、対比試験片を作成し、摩擦面の処理状況を確認する
6 普通ボルト	ボルト及びナットの材料等 (8. 13. 2) <7. 2. 3> ・標準仕様書表 7. 2. 3 (JIS 付属書品) 又は次による。 ボルトの規格は、JIS B 1180 とする。 ボルトの種類は、呼び径六角ボルト又は全ねじ六角ボルトとし、材料は鋼とする ボルトの強度区分は 4. 6 又は 4. 8 とする。なお、呼び径六角ボルトの軸径の最大寸法は、ボルト径の値以下とする。 ボルトの縁端距離、ボルト間隔、ゲージ等 ※図示による ・

8 3 耐震改修工事 (鉄骨工事)	7 アンカーボルト	構造用アンカーボルト 種類 ・ ABR400 ・ ABR490 ・ 建方用アンカーボルト 種類 ・ SS400 ・ アンカーボルト及びナットのねじの公差域クラス及び仕上げの程度 ・ 標準仕様書 表 7.2.3 による ・ ボルトの縁端距離、ボルト間隔、ゲージ等 ※図示による () ・	<7. 2. 4><7. 3. 2>
	8 溶接材料	溶接材料 改修標準仕様書 8.2.10(1)(2)による	(8. 2. 10)
	9 製作精度	製作精度 ※(一社)日本建築学会「JASS 6 鉄骨工事」付則 6「鉄骨精度検査基準」による	(8. 13. 3)
	10 仮組	仮組 実施する(範囲: ※図示による ・)	(8. 13. 10)
	11 溶接技能者の技量 付加試験	技量付加試験 実施する(試験の要領 ・ 図示による () ・)	(8. 15. 3)
	12 溶接接合	溶接接合 開先の形状 ※図示による ・ スカラップの形状 ※図示による ・ エンドタブの切除する部分 切断する箇所 ・ 図示による () 切断する範囲 ・ ・ エンドタブ、裏当て金等は、梁フランジの端から 5mm 以下を残して直線上に切断する。なお、切断線が交差する場合は、交差部をアール状に加工する。 切断面の仕上げ・ ※改修標準仕様書 8.15.7(1)(a)(b)②による	(8. 15. 4、7)
	13 溶接部の試験	試験方法等 平 12 建告第 1464 号第二号に関する外観試験方法等 ・ 「突合わせ継手の食い違い仕口のずれの検査・補強マニュアル」3.5.2 受入検査による ・ 抜き取り検査① ※抜き取り検査② JASS 6 付則 6「鉄骨精度検査基準」の付表 3「溶接」に関する試験方法等 ・ JASS6 10.4 [受入検査] e. 溶接部の外観検査(1)から(5)までによる。ただし、完全溶け込み溶接部の外観検査の抜き取り箇所は、超音波探傷試験の抜き取り箇所と同一とする。外観試験の不合格箇所は、すべて標準仕様書 7.6.13 による補修を行い、再試験する。 完全溶込み溶接部の超音波探傷試験 ・ 工場溶接の場合 ※全数試験 ・ 工事現場溶接の場合 ※全数試験	(8. 15. 12)

8
|
3
耐震改修工事（鉄骨工事）

14 錆止め塗装	塗装の範囲 (7. 3. 3) (8. 17. 2、4) 耐火被覆材の装着する面の塗装範囲 ・ 図示による () ・ 耐火被覆材の接着する面以外の塗装範囲 ・ 図示による () ・ ※改修標準仕様書 8. 17. 2(1)による 塗料の種別 ・ 鉄鋼面の錆止め塗料の種別 屋外 ・ ※A 種 屋内 ・ ※A 種 ・ 亜鉛めっき鋼面の錆止め塗料の種別 ・ ・ 鉄骨鉄筋コンクリート造の鋼製スリーブで鉄骨に溶接されたものの内側の錆止め塗料 ・ ※A 種 ・ 耐火被覆材の接着する面への塗装の種別 ・																																									
15 耐火被覆	種類、材料、工法等 (8. 18. 2～8) <table><tr><th>種類</th><th>材料・工法</th><th>性能（耐火時間）</th><th>適用箇所（部位・部分）</th></tr><tr><td rowspan="4">耐火材吹付</td><td>・ 乾式 吹付ロックウール</td><td></td><td></td></tr><tr><td>・ 半乾式 吹付ロックウール</td><td></td><td></td></tr><tr><td>・ 湿式ロックウール</td><td></td><td></td></tr><tr><td>・</td><td></td><td></td></tr><tr><td rowspan="2">耐火板張り</td><td>・ 繊維混入 けい酸カルシウム板</td><td></td><td></td></tr><tr><td>・</td><td></td><td></td></tr><tr><td rowspan="2">耐火材巻付け</td><td>・ 高断熱ロックウール</td><td></td><td></td></tr><tr><td>・</td><td></td><td></td></tr><tr><td>ラス張りモルタル塗り</td><td>—</td><td></td><td></td></tr><tr><td>耐火塗料</td><td></td><td></td><td></td></tr></table>			種類	材料・工法	性能（耐火時間）	適用箇所（部位・部分）	耐火材吹付	・ 乾式 吹付ロックウール			・ 半乾式 吹付ロックウール			・ 湿式ロックウール			・			耐火板張り	・ 繊維混入 けい酸カルシウム板			・			耐火材巻付け	・ 高断熱ロックウール			・			ラス張りモルタル塗り	—			耐火塗料			
種類	材料・工法	性能（耐火時間）	適用箇所（部位・部分）																																							
耐火材吹付	・ 乾式 吹付ロックウール																																									
	・ 半乾式 吹付ロックウール																																									
	・ 湿式ロックウール																																									
	・																																									
耐火板張り	・ 繊維混入 けい酸カルシウム板																																									
	・																																									
耐火材巻付け	・ 高断熱ロックウール																																									
	・																																									
ラス張りモルタル塗り	—																																									
耐火塗料																																										
16 アンカーボルトの設置等	構造用アンカーボルトの形状及び寸法 ・ 図示による () <7. 10. 3> 構造用アンカーフレームの形状及び寸法 ・ 図示による () 建方用アンカーボルトの形状及び寸法 ・ 図示による () 建方用アンカーボルトの保持及び埋込み工法 種別 ・ A 種 ・ B 種 柱底均しモルタルの厚さ及び工法の種別 厚さ ・ () 種別 ※A 種 ・ B 種																																									

8 4 あと施工アンカー工事	1 あと施工アンカー	あと施工アンカーの種類 (8. 2. 4) 金属系アンカー（耐震補強用） ・引張耐力 ・ kN ・図示による（ ） ・せん断耐力 ・ kN ・図示による（ ） アンカー本体の径及び埋込み長さ ・図示による（耐震補強共通図） セット方式 ・ ※本体打込み式改良型 接合金の種類、径、長さ ・図示による（ ） ・ ・性能確認試験 試験及び試験数 ・図示による（ ） ・ 接着系アンカー ・引張耐力 ・ kN ・図示による（ ） ・せん断耐力 ・ kN ・図示による（ ） アンカーの種類 ・ ※カプセル方式回転・打撃式 接着剤の品質 ・有機系 ・無機系 アンカーの径及び埋込み長さ ※図示による アンカー筋の種類 ・ アンカー筋の新設壁内への定着の長さ ※図示による 性能確認試験 試験及び試験数 ・図示による（ ） ・	
	2 あと施工アンカー 穿孔工法	工法 (8. 12. 1) ※改修標準仕様書 8. 12. 1(2)による ・耐震改修部位に使用する D13 以上のあと施工アンカーは、ケーシング又はダイヤモンドビット等を用いた低騒音工法を採用する	
	3 穿孔	穿孔前の埋込み配管等の探査方法 (8. 12. 4) ※鉄筋探知機（金属探知機）により探査し、鉄筋、配管類の位置に墨出しを行う ・はつり出しによる	
	4 施工確認試験	試験方法 (8. 12. 7) ・ ※引張試験機による試験 確認強度 ※図示による	
8 5 グラウト工事	1 柱底均しモルタル 及びグラウト材	材料 (8. 2. 12) ※無収縮モルタル ・柱底均しモルタル	

8 6 連続繊維補強工事	1 連続繊維シート	連続繊維の材料 ・炭素繊維 ・アラミド繊維 ・ガラス繊維 (8. 2. 13) (8. 24. 6) 引張強度 (含浸硬化後) ・ () N/m² ・ ヤング係数 (含浸硬化後) ・ () N/m² ・ 下地処理 ・ ひび割れ部改修 範囲 ・ 図示による () ・ 工法の種類 ・ ・ 柱及び梁の隅角部の面取りの大きさ ・ 図示による () 連続繊維補強材の強度試験 ・ 引張強度試験 ※JIS A 1191 (コンクリート用連続繊維シートの引張試験方法) による ・ 試験数量 ・ 図示による () ・ 付着強度試験 ※JIS A 6909 (建築用仕上塗材) による ・ 試験数量 ・ 図示による () 2 仕上げ 補強工事後の仕上げ ・ 図示による () ・ (8. 24. 7)
8 7 耐震スリット新設工事	1 スリットの方式、幅及び深さ 2 スリットの充填材の挿入及び周囲補修等 3 穿孔	方式 (8. 25. 2) ・ 完全 ・ 部分 設置箇所 ・ 図示による 幅及び深さ ・ 図示による 充填材の挿入 (8. 25. 2) ・ 耐火材 使用箇所及び仕様 ・ 図示による ・ 遮音材 使用箇所及び仕様 ・ 図示による 撤去部の補修 ・ ※撤去材と同一材で補修 3 穿孔 探査方法 (8. 12. 4) ※鉄筋探知機 (金属探知器) により探査し、鉄筋、配管類の位置に墨出しを行う ・ はつり出しによる

8 — 8 土 工 事 及 び 地 業 工 事	1 埋戻し及び盛土	埋戻し及び盛土の種別 ・ A 種 適用場所 () ・ B 種 適用場所 () ・ C 種 適用場所 () 土質 () 受渡場所 () ・ D 種 適用場所 ()	(8. 28. 3)
	2 山留めの設置	工法 ・ 図示による 範囲 ・ 図示による	(8. 28. 3)
	3 山留めの撤去	鋼矢板等の抜き跡の処理 山留めの存置)) ・ ※直ちに砂で充填する ・ 全て撤去 ・ 存置 (存置範囲 (※図示による	(8. 28. 3)
	4 砂利及び砂地業	材料 ※再生クラッシャーラン ・ 切込み砂利又は切込み碎石	(8. 2. 15)
		厚さ及び適用範囲 厚さ 適用場所 ※60 ・ 基礎スラブ下 ・ 基礎梁下 ・ 土間コンクリート下 ・ 土に接するスラブ下 ・	(8. 28. 4)
	5 捨てコンクリート地業	厚さ及び適用範囲 厚さ 適用場所 ※50 ・ 基礎スラブ下 ・ 基礎梁下 ・ 土に接するスラブ下 ・	(8. 2. 15) (8. 28. 4)
	6 床下防湿層	材料 > ※ポリエチレンフィルム厚さ 0.15mm 以上 施工範囲 ・ 図示による ()	<4. 6. 5

9 環境配慮改修工事	1 石綿含有建材の 事前調査	発注者による事前調査 (1.5.1) (9.1.1、3～6) ※調査済 ・ 未実施 ()													
		受注者による事前調査 工事着者に先立ち、あらかじめ関係法令に基づき、石綿含有建材の事前調査を行うものとし、調査結果を監督職員に提出するとともに、官公署へ報告する。 貸与資料 ・ 石綿関係材料調査票 ・ 既存図面 ・ 調査範囲 ・ 図示による ・													
		調査報告書 ・ 提出部数 (・ 2部)													
		分析調査 ・ 行う ※行わない 分析による石綿 建材の調査 分析対象 アクチノライト、アモサイト、アンソフィライト、クリソタイル、クロシドライト、及びトレモライト 分析方法													
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>材料名</th> <th>定性分析 (JIS A 1481-1 又は JIS A 1481-2)</th> <th>定量分析 (JIS A 1481-3、 JIS A 1481-4 又は JIS A 1481-5)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>・ 箇所数 ()</td> <td>・ 箇所数 ()</td> </tr> <tr> <td></td> <td>・ 箇所数 ()</td> <td>・ 箇所数 ()</td> </tr> <tr> <td></td> <td>・ 箇所数 ()</td> <td>・ 箇所数 ()</td> </tr> </tbody> </table>		材料名	定性分析 (JIS A 1481-1 又は JIS A 1481-2)	定量分析 (JIS A 1481-3、 JIS A 1481-4 又は JIS A 1481-5)		・ 箇所数 ()	・ 箇所数 ()		・ 箇所数 ()	・ 箇所数 ()		・ 箇所数 ()	・ 箇所数 ()
材料名	定性分析 (JIS A 1481-1 又は JIS A 1481-2)	定量分析 (JIS A 1481-3、 JIS A 1481-4 又は JIS A 1481-5)													
	・ 箇所数 ()	・ 箇所数 ()													
	・ 箇所数 ()	・ 箇所数 ()													
	・ 箇所数 ()	・ 箇所数 ()													
		サンプル数 1箇所あたり3サンプル 採取箇所 ・ 図示 ・													

9

環境配慮改修工事

2 石綿含有建材の除去工事

石綿粉じん濃度測定

測定時期、場所及び測定点

適用	測定名称	測定時期	測定場所	測定点 (各施工箇所ごと)
・	測定 1	処理作業前	処理作業室内	・ 計 点
・	測定 2		調査対象室外部の付近	・ 計 点
・	測定 3	処理作業中	処理作業室内	・ 計 点
・	測定 4		セキュリティゾーン入り口	・ 計 点
・	測定 5		集じん、排気装置の排出口（処理対象室外の場合）	出口吹出し風速 1m/s 以下の位置 ・ 計 点
	測定 6		処理作業室内 ・ 施工区画周辺 ・ 敷地境界	・ 計 点
・	測定 7	処理作業後 (シート養生中)	処理作業室内	・ 計 点
・	測定 8	処理作業後シート	処理作業室内	・ 計 点
・	測定 9	撤去後 1 週間以降	調査対象室外部の付近	・ 計 点

測定方法

自動測定器による測定

測定名称	測定方法
・ 測定 4 ・ 測定 5	粉じん相対濃度計(デジタル粉じん計)パーティクルカウンター、繊維状粒子自動測定器(リアルタイムファイバーモニター)等の粉じんを迅速に測定できる機器を用いた測定

JIS A 3850-1 に基づいた測定

測定名称	メンブレンフィルタ直径(mm)	試料の吸引流量(L/min)	試料の吸引時間(min)
・ 測定 4 ・ 測定 5	25	5	30
・ 測定 ・	25	10	120
・ 測定 ・	47	10	240
・ 測定 ・			

9 環境配慮改修工事		(9.1.2) ※石綿含有建材の除去に当たっては、石綿作業主任者（石綿作業主任者技能講習修了者）を選任すること。また、除去に従事する除去作業者は石綿則に基づく特別の教育を受けたものとする。
		石綿含有建材の処理 ・石綿含有吹付け材の除去 除去対象範囲 ・図示による 除去工法 ・ ※改修標準仕様書 9.1.3(2)(7)による 除去した石綿含有吹付け材等の飛散防止措置 ※湿潤化 ・ 固化 除去した石綿含有吹付け材等の処分 ・ 埋立処分（管理型最終処分場） ・ 中間処理（熔融施設又は無害化処理施設）
		・石綿含有保温材等（石綿含有けい酸カルシウム板第二種含む）の除去 除去対象範囲 ・ 図示による 除去工法 ・ 破碎して除去 ・ 手ばらし 除去した石綿含有保温材等の飛散防止 ※湿潤化 ・ 固化 除去した石綿含有保温材等の処分 ・ 埋立処分（管理型最終処分場） ・ 中間処理（熔融施設又は無害化処理施設）
		・石綿含有成形板（石綿含有けい酸カルシウム板第一種）の除去 除去対象範囲 ・ 図示による 隔離養生（負圧不要）方法 ・ 図示による 足場 ・ 図示による 除去した石綿含有けい酸カルシウム板第一種の処分 ・ 埋立処分（管理型最終処分場） ・ 中間処理（熔融施設又は無害化処理施設）
		・石綿含有成形板（石綿含有けい酸カルシウム板第一種以外）の除去 除去対象範囲 ・ 図示による 除去した石綿含有成形板の処分 ・ 石綿含有せっこうボード ※埋立処分（管理型最終処分場） ・ 石綿含有せっこうボードを除く石綿含有成形板 ・ 埋立処分（管理型最終処分場） ・ 中間処理（熔融施設又は無害化処理施設）
9 環境配慮改修工事		・石綿含有仕上げ塗材又は石綿含有成形板（下地調整材）の除去 除去対象範囲 ・ 図示による 除去工法 ・ 養生方法 ・ 除去した石綿含有仕上げ塗材の処分 ・ 埋立処分（安定型最終処分場） ・ 埋立処分（管理型最終処分場） ・ 中間処理（熔融施設又は無害化処理施設）
		石綿含有建材除去後の仕上げ工事 ・ 図示による
	3 断熱アスファルト防水改修工事	材料、工法 改修特記仕様書第3章による (9.2.2)
	4 外断熱改修工事	材料 (9.2.1~4) 断熱材 断熱材の種類 ・ 断熱材の厚さ(mm) ・ 施工箇所 ・ 図示による ホルムアルデヒド放散量 ※F☆☆☆☆ ・

		外装材		
		種類	防火性能	備考
		.		
		鋼材 改修特記仕様書第8章 8-3 鉄骨工事 3 鋼材による 笠木 改修特記仕様書第3章 3 アルミニウム製笠木による 既存外壁の処置 既存外壁仕上材の撤去 ・有り ・無し 下地面の清掃 ・行う ・行わない 欠損部の改修工法 ・改修標仕 4.1.4 による ・ 工法 建築基準法に基づき定まる風圧力に対応した工法 ・ 不陸等の下地調整 ・ 断熱材の施工 ※断熱材製造所の仕様による ・ 外装材の施工 ・外装材製造所の仕様による ・ 通気層の有無 ・有り (mm) ・無し 外装材の外壁への取付け ・図示による 笠木の施工 ・改修特記仕様書第3章 3 アルミニウム製笠木		
	5 ガラス改修工事	仕様等 <16. 4. 2、3> 複層ガラス 材料板ガラスの種類及び厚さの組合せ並びに複層ガラスの厚さ ・建具表による 断熱性による区分 ・T 1 ・T 2 ・T 3 ・T 4 ・T 5 ・T 6 日射取得性、日射遮蔽性による区分 ・G ・S 乾燥気体の種類 ・空気 ・アルゴン		
9 環境配慮改修工事	6 断熱・防露改修工事	材料、工法 (9. 3. 2~4) フェノールフォーム断熱材又は保温材、接着剤のホルムアルデヒド放散量 ※F☆☆☆☆ ・ 断熱材打込み工法 断熱材 JIS A 9521 に基づく発泡プラスチック断熱材 種類 ・ 厚さ (mm) ・ 施工箇所 ・図示による ・ 断熱材現場発泡工法 断熱材の種類 ・ ・A 種 1 ・A 種 1 H 吹付厚さ (mm) ・2 5 ・3 0 ・ 施工箇所 ・図示による ・ 断熱材後張り工法 断熱材 JIS A 9521 に基づく発泡プラスチック断熱材 種類 ・ 厚さ (mm) ・ ・断熱材にせっこうボード等を貼り付けたパネル (材質 ・ 厚さ ・ mm)		

7 屋上緑化改修工事	材料、工法	(9. 4. 2～4)	
	植栽基盤及び材料		
	屋上緑化軽量システム		
	・適用する		
	芝及び地被類の樹種並びに種類等		
	※図示による	・	
	見切り材、舗装材、排水孔、マルチング材等		
	※図示による	・	
	工法		
	建築基準法に基づき定まる風圧力に対応した工法	・	
8 透水性アスファルト舗装改修工事	材料、工法	(9. 5. 2～5、9)	
	既存舗装の撤去及び再利用	※図示による	・
	路床		
	路床の材料		
	種別	材料	厚さ (mm)
	・盛土	・ A 種 ・ B 種 ・ C 種 ・ D 種 ・ 建設汚泥から再生した処理土	・ 図示による ・
	・凍上抑制層	・再生クラッシャラン ・クラッシャラン ・切込み砂利 ・砂 ・	・ 図示による ・
	・フィルター層	・砂 ・	・ 図示による ・
	路床安定処理	・適用する	
	添加材料による安定処理		
路床安定処理用添加材料			
種類	・普通ポルトランドセメント ・高炉セメントB種 ・フライッシュセメントB種 ・生石灰 (		

9 環境配慮改修工事	路盤 路盤の厚さ ・ 図示 ・ 路盤材料 <table border="1"> <tr> <td colspan="2">種別</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">碎石</td> <td>・ クラッシュラン</td> </tr> <tr> <td>・ 粒度調整碎石</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">再生材</td> <td>・ クラッシュラン</td> </tr> <tr> <td>・ 粒度調整碎石</td> </tr> <tr> <td colspan="2">・ クラッシュラン鉄鋼スラグ</td> </tr> <tr> <td colspan="2">・ 粒度調整鉄鋼スラグ</td> </tr> <tr> <td colspan="2">・ 水硬性粒度調整鉄鋼スラグ</td> </tr> </table> 路盤締固め度の試験 ※行う ・ 行わない 舗装の構成 ・ 図示による ・ 開粒度アスファルト混合物等の抽出試験 ・ 行う 舗装の平たん性 ※著しい不陸がないもの ・	種別		碎石	・ クラッシュラン	・ 粒度調整碎石	再生材	・ クラッシュラン	・ 粒度調整碎石	・ クラッシュラン鉄鋼スラグ		・ 粒度調整鉄鋼スラグ		・ 水硬性粒度調整鉄鋼スラグ		
	種別															
	碎石	・ クラッシュラン														
		・ 粒度調整碎石														
	再生材	・ クラッシュラン														
		・ 粒度調整碎石														
	・ クラッシュラン鉄鋼スラグ															
	・ 粒度調整鉄鋼スラグ															
	・ 水硬性粒度調整鉄鋼スラグ															
	秋 田 県 建 設 部 営 繕 課															